







お聞かせいただきたいと思います。

○石川政府委員 先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、私どもとしては人事院勧告制度の趣旨を十分体して、できるだけ早くその取り扱い方針を決めたいということで努力をしてまいっているわけでございます。

ただ、先ほど御答弁申し上げましたように、やはり公務員給与の改定を決めるに当たりましては、国政全般との関連において決めなければならぬという状況もございますので、私どもはまだいま先生の御指摘の点も十分踏まえながら、今後とも引き続き努力をしてまいりたい、このように考えております。

国政の状況もあるとおっしゃいましたけれども、やはり代償措置としての役割といふものは、政府として責任を持つて果たさなければならぬ。そういう面で、今おっしゃったよ

うに前向きの姿勢でこの問題にぜひひとつ取り組んでいただきことをお願いしておきたいと思いま

す。

さらに、先ほど総務庁長官の方から、財政の事

情もありまして、というお話をございましたけれども、やはり私は、改定財源については政府の責任において当初予算で計上すべきだと思います。特

に昭和四十四年から六十年までは、率は違いました。これは、昭和四十三年十二月の給与関係

閣僚会議におきまして、給与勧告を完全に実施す

る上で年度途中で補正要因が大幅にあることは財

政上問題である、こういう立場から政府で決定を

され、毎年当初予算に組まれてきたのです。と

ころが、ちょうど財政再建という名のもとに公務

員の賃金を凍結するとかあるいは値切るとか、こ

ういう状態が五十年代後半に出てきて、六十一年

からは全く当初予算に計上されていない、こうい

う経緯があるわけでございます。そういうことで、今後今のような情勢の中で人勧を凍結したり

あるいは抑制したり、こういうことは絶対あってはならない、このように思うわけでございますけ

れども、総務庁長官の御所見をお聞かせいただきたいと思います。

○塙崎國務大臣 先ほども申し上げましたよう

に、北川委員の御意見のように、私も早期に給与

法を成立させて、人事院勧告を完全実施する方向

が一番望ましいと思うわけでございます。

その方法としてかつては予算に給与費を計上し

たことがあったことは私ども十分知っております

し、いまだにまだその主張がなされていることも

存じておるところでございます。しかし、私は、

給与費を当初予算で人事院勧告が出る前に計上す

ることには幾多の問題もあるであろう、例えは、

確定していない金額を計上することについての財

政法上の問題もあるかもしれない、あるいはま

したけれども、やはり代償措置としての役割と

いうものは、政府として責任を持つて果たさなければならぬ。そういう面で、今おっしゃったよ

うに前向きの姿勢でこの問題にぜひひとつ取り組

んでいただきことをお願いしておきたいと思いま

す。

さらに、先ほど総務庁長官の方から、財政の事

情もありまして、というお話をございましたけれども、やはり私は、改定財源については政府の責任

において当初予算で計上すべきだと思います。特

に昭和四十四年から六十年までは、率は違いました。これは、昭和四十三年十二月の給与関係

閣僚会議におきまして、給与勧告を完全に実施す

る上で年度途中で補正要因が大幅にあることは財

政上問題である、こういう立場から政府で決定を

され、毎年当初予算に組まれてきたのです。と

ころが、ちょうど財政再建という名のもとに公務

員の賃金を凍結するとかあるいは値切るとか、こ

ういう状態が五十年代後半に出てきて、六十一年

からは全く当初予算に計上されていない、こうい

う経緯があるわけでございます。そういうことで、今後今のような情勢の中で人勧を凍結したり

あるいは抑制したり、こういうことは絶対あってはならない、このように思うわけでございますけ

くとも安心される部分もあると思うのですよ。そういう意味でぜひ何としても当初予算に計上す

る努力をしてほしいと思うわけですが、今後の問題もございま

す。そもそも起きてまいります。公務員は当然のこ

とながら差額の持ち越し、年の瀬を持ち越す、こ

ういうことで、生活にも影響してくるわけでござ

ります。そういう面もあるわけでございまして、

どういった点でひとつ何としても当初予算計上は

復活してもらいたい。私はこのことをお願いする

と同時に、ことし予算の編成作成中でございま

けれども、大蔵に対して、総務庁長官、給与担当

大臣として、何としてもぜひ来年度当初予算にこ

れを計上してほしい、してくれば、こういう強い要

求をすべきであると思いますが、そういうお気持

ちはございませんか。

○塙崎國務大臣 私は、ただいま申しましたように、とにかく給与法が人事院勧告を採用する最も大きな要素だと思うわけでございます。したがい

まして、給与法が成立いたしますれば、財政事情

がどうあろうともこの給与法に規定するところの

給与が支払われる、そういう面でのございます。し

たがいまして、給与法の早期提案、早期成立に全

力を挙げていきたいこれが私の第一の念願でござ

ります。財政上ゆとりがあり、まだ確定してい

ないままで給与費を計上していただけるように財政

当局が判断すれば、私はこれは好ましいことだと

思っています。それでございませんけれども、最も重要なこと

は、給与費の計上よりも、むしろ給与法の早期提

案、早期成立だ、こんなふうに考えております。

○北川(昌)委員 具体的な問題について若干御質

問したいと思います。

これは人事院の方でございますが、ことし初任

給が例年に比べまして大幅にとは言いませんけれ

ども、かなり引き上げられたわけでございます。

これまで民間に比べまして大変初任給が低く抑

えられておった。今人手不足、そして人材確保、

こういった面で民間も含めて初任給を上げなけれ

ばならないという状況になつておるわけでござ

ります。そういう面でととのいの初任給引き上げは

評価できる、このように思うわけでございます。

ただ、この初任給引き上げによって、全体の原

資の配分が官民較差の中で行われた、こういうこ

とだ、こんなふうに考えております。

○北川(昌)委員 今、人事院勧告に影響するかも

れないという御発言がございましたけれども、

やはり政府の責任として、ことしは勧告が出れば

必ず実施しますという意思の表示といいますか、

公務員に対する約束なんですね、また、当然やら

なければならない責任でございますから、やはり

そういう約束事として、公務員に対して人事院勧

告が出ればやります、そのためには予算を当初予算

にこれだけ計上いたします、そうしますと、公務

員の皆さん、人事院勧告が出たら、閣議決定がお

きました。人事院總裁お見えになつておりますけれ

ともございまして、給料表から見ましてもいわゆる中堅層といいますか四十歳代の皆さん、具体的に言いますと行政職(1)表の五級の十五号俸以上とあるのは三級の十三号以上、こういった人たちに大きなしわ寄せが来ておるわけあります。間差額なんかが二千八百円から五千六百円、こういう状態です。こういわしわ寄せが中堅職員に来ておるわけでございます。

この中だるみといいますか、これを在職者調整という形では正がされるべきだと思うのですけれども、この点について人事院はどのようにお考えを持っておられるのがお聞かせいただきたいと思ひます。

○森園政府委員 初任給につきまして特徴的な引き上げをいたしました場合には、御指摘のようにだるみが生ずるということをございますが、本年の場合も必要な在職者調整ということを、限られた範囲でございましたが、行つたところでございます。

なお、これによりましてもなおその次の層について相対的には中だるみが生じておるという点につきましては、十分認識をしておりまして、今後ともそちら辺の底上げについては意を用いる必要がある、こういうふうに考えております。

○北川(昌)委員 やはり原資の問題だと思うんですね、中だるみを是正するにしましても、民間等では是正のために別枠で原資をとつておる、使っておる、このように聞いております。そういう意味では、やはり枠の中で処理するのではなくて、別原資で中だるみを是正をやらないと、将来にわたり初任給が上がることによってさらなる中だるみ、前だるみというものが出てくる可能性がございますので、そこらあたりを十分に御検討いただきたいと思います。

あわせて、ことしはそういうことで大変人事院には御努力いたきました。初任給が民間に並ぶようにある程度大幅なアップをしていただいたわけですけれども、今の好景気は、いろいろ言われておりますけれども、統くと思いますし、それ

ともございまして、給料表から見ましてもいわゆる中堅層といいますか四十歳代の皆さん、具体的に言いますと行政職(1)表の五級の十五号俸以上とあるのは三級の十三号以上、こういった人たちに大きなしわ寄せが来ておるわけあります。間差額なんかが二千八百円から五千六百円、こういう状態です。こういわしわ寄せが中堅職員に来ておるわけでございます。

この中だるみといいますか、これを在職者調整という形では正がされるべきだと思うのですけれども、この点について人事院はどのようにお考えを持っておられるのがお聞かせいただきたいと思ひます。

○森園政府委員 初任給につきまして特徴的な引き上げをいたしました場合には、御指摘のようにだるみが生ずるということをございますが、本年の場合も必要な在職者調整ということを、限られた範囲でございましたが、行つたところでございます。

なお、これによりましてもなおその次の層について相対的には中だるみが生じておるという点につきましては、十分認識をしておりまして、今後ともそちら辺の底上げについては意を用いる必要がある、こういうふうに考えております。

○北川(昌)委員 やはり原資の問題だと思うんですね、中だるみを是正するにしましても、民間等では是正のために別枠で原資をとつておる、使っておる、このように聞いております。そういう意味では、やはり枠の中で処理するのではなくて、別原資で中だるみを是正をやらないと、将来にわたり初任給が上がることによってさらなる中だるみ、前だるみというものが出てくる可能性がございますので、そこらあたりを十分に御検討いただきたいと思います。

あわせて、ことしはそういうことで大変人事院には御努力いたきました。初任給が民間に並ぶようにある程度大幅なアップをしていただいたわけですけれども、今の好景気は、いろいろ言われておりますけれども、統くと思いますし、それ

人手不足というのも重なりまして、民間はさらにまた来年も上がるこれが予想されると私は思うのです。そういった場合に、ことし初任給を上げたからもう来年は一時休止だ、こういうことでは、また民間との初任給の開きが出てくるわけであるわけでございます。

この中だるみといいますか、これを在職者調整が、ひつことしとども、この点について人事院はどのようにお考えを持っておられるのがお聞かせいただきたいと思ひます。

○森園政府委員 初任給につきまして特徴的な引き上げをいたしました場合には、御指摘のようにだるみが生ずるということをございますが、本年の場合も必要な在職者調整ということを、限られた範囲でございましたが、行つたところでございます。

なお、これによりましてもなおその次の層について相対的には中だるみが生じておるという点につきましては、十分認識をしておりまして、今後ともそちら辺の底上げについては意を用いる必要がある、こういうふうに考えております。

○森園政府委員 ことし初任給、相当程度引き上げをやつたわけでございますが、なお部分的には民間の線にたどりついでいる部分もあるのはそのとおりでございまして、この点につきましては、今後の民間の初任給動向にも目を向けながら引き続き改善をしていきたいというふうに考えております。

それから、初任給改善に伴いまして先ほど来御指摘の中堅層への改善対策でござります。この原資の問題でござりますけれども、私どもが民間の給与調査をいたします場合には、ペア原資内で改善が行われたかペア原資外で改善が行われたかを問わず現実に改善された後の姿で支払われた額、それをつかまえてくるわけでござりますので、し

べて高いわけでございまして、この点につきましては、今後も行政職(1)表を一〇〇とした場合に医療職(2)表は二十六万二千九百五十三円、逆に医療職(2)表は二十二万一千三百八十九円、こういうことで非常に低いわけでございまして、水準からいきましては、今後も行政職(1)表を一〇〇とした場合に医療職(2)表は八四しかないわけでござります。そういう水準に置かれておる、こういう実態がござります。

こうした実態と同時にこの給料表からずっと見

てみると、最初就職した時点から十五年くらいまでは大体行政職(1)表と同じ線をたどるわけで

す、上がっていくわけですから、ちょうど三

十四、五歳ごろになりますと行政職(1)表がずつと上がっていく、医療職(2)表はぐつと下がっ

て、先ほど申しましたような水準というものが出て

くる、こういうことになつております。したがつて、先ほど申しましたような水準というものが出て

くるわけでござりますけれども、これはまさに

看護婦さんに対する冷遇ではないか、このように

私は思うわけでござります。この低い水準についての御見解を人事院の方からお聞かせいただきたいと思います。

○森園政府委員 看護婦の給与改善につきましては、御指摘がございましたように、ことしは若手

看護婦、それからベランの准看護婦層につき

まして特別の改善をいたしたわけでございまし

て、ことしの改善の中身を一〇〇といたします

その割弱は特別の改善でござります。

ではござ

りますけれども、今、平均的なアップ率に比べて

上、これらについては大変手厚い配分がなされま

して、初任給引き上げと同時に若干の改善がされ

ております。しかし、相対的に見まして、看護婦

さんというのは、仕事の割には、職種の割には、

いましたが、行政職(1)の職員と医療職(2)の職員と

は約三歳の平均年齢の開き等がござります。

そう

に

確かにことしの勧告の中で、また法案の中で、准

看護婦さんを中心としたところの一級十五号から

たからもう来年は一時休止だ、こういうことでは、また民間との初任給の開きが出てくるわけであ

ります。

そ

う

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

う

事

情

と

か

は

い

てお聞かせいただきたいと思います。

○森園政府委員 看護婦等の特別の免許資格を有する職種につきましては、いわば専門技術職でございますから、初任の給与月額等につきましては相当程度行政職を上回るような設定をしておりますが、これがペテランになりますと、これは給与の構造上、どうしても職種の特性からいまして高原型の給与に近いわけでございますので、御指摘のとおり行政職が係長になり課長補佐になりますが、やはり他職種とのバランスという面からべつやや寝ておるというものは事実でございます。でござりますが、俸給表の特性ではございますけれども、やはり他職種とのバランスという面からべつラン看護婦等がやや相対的な不遇の感を抱くといふ点については十分に配慮する必要があろう、こういうふうに考えております。

○北川(昌)委員 今おっしゃつたとおりでござりますので、給料表の拡大というのも含めて今後さらには御検討いただくことをお願い申し上げておきたいと思います。

今お話をございましたように、看護婦さんはまず資格を有さなければならぬ。そして大体多く的人が三交代である、深夜も含めまして、さらに命にかかる重要な仕事をしておる。こういう立場であります。さらに、今医療技術の発展に伴つて、仕事の合間を見てそういう技術に合うような研修をしていかなければならぬ。こういった本当に自分の時間がないような状況に置かれている。そういう中で、今看護婦さんの不足といふものも当然出てきておると思うのですけれども、そういう意味で、今までが給料表から見ますと待遇といふものが非常に低かった、低い水準に置かれたといふことを御確認いただいて、ぜひとも構造上の問題としてこれをとらえて、来年は看護婦給料表の拡大、それから処遇改善を図るべきだと思いまして、来年の勧告ではこれを行つていただきたい、こう思うわけすけれども、これについて人事院の御答弁をお願いしたいと思います。

○森園政府委員 いろいろな公務部内の職種の処遇のあり方を考えます場合に、同等の民間における職種との関係あるいは公務部内での均衡、両面を考える必要があるわけでございますが、看護婦、医療(三)につきまして申しますれば、民間の同業種に比べますと、一部若年層を除きまして公務員優位の職種でございます。公務部内との均衡で申しますと、先生先ほどから御指摘のとおり、昇給曲線において行(一)等とちょっと違つておる。このとおりでござります。私どもは、両者のはざまにあってこの看護婦の処遇問題についてさらにどういう改善を加えるべきかという点は十分研究しながら適切な対応をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○北川(昌)委員 この看護婦の職業は民間とは比較にならないのですよ。民間は大企業など企業がありますけれども、看護婦さんなどいふのはほとんどが中小病院なんですね。そこでどういうことが行われているかどういと、私は田舎でございますけれども、地方では看護婦さん、十年勤めて十五、六万なんですよ。二十年勤めても二十万以上に上がらない。これは新聞もこの前レポートしておりますけれども、東京からUターンして帰つてきた元看護婦さんが、家もちょっと落ちついたのでひとつ就職しようということで安定所に行つた。安定所では、何と十三万の賃金のところしかない、病院がですよ。そういうことで、今まで十七、八万もらつておったのが十三万である。約三〇%落ちるわけなんです。それが全国的に広がつてゐるわけでございますから、そういう面では民間の対象にはならないのです。高齢になりますと民間よりは高いといふ認識は間違つてゐると思います。民間の対象が違うのですから、むしろ看護婦さんの場合は、公務の方が先に走つて民間を引き上げていく、こういうことにならなければ、これはいつまでたっても看護婦さんへの待遇改善というものはできません。そこをしっかりとお考えいただきたいと思うのですが、いま一度御所見をお伺いしたいと思います。

○森園政府委員 今先生御指摘のような御意見を方々からいろいろ承つておることはござります。したがいまして、他職種によりまして、他職種におきましては今度は別の民間准拠を最重点に要望があるというような事情もございまして、非常に職種で事情が違うわけでございますが、今の御意見を十分録記して対応しますと、先生先ほどから御指摘のとおり、昇給曲線において行(一)等とちょっと違つておる。このとおりでござります。私どもは、両者のはざまにあってこの看護婦の処遇問題についてさらにどういう改善を加えるべきかという点は十分研究しながら適切な対応をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

○北川(昌)委員 ゼビ来年はそれを積極的に取り組んでいたくことをお願いしておきたいと思います。

次に、一時金問題について、時間がございませんので若干急ぎたいと思います。

確かに、一時金〇・二五引き上げがございました。しかし、その反面、新しく職制加算というものが設けられる。言うならば傾斜配分というものが出来られてきたわけでございまして、まさに職場に不公平、差別を持ち込む制度ではないか、私はこのようになります。したがつて、この制度そのものが今後残つていきますと、職場内の格差あるいは職種間での格差といふものは広がつてしまります。

一つ例をとりますと、行政職(一)表で見てみますと、加算をされない人は四〇%、この人たちは将来職制につきますから加算されていく、こういうことになるわけでござります。こういう不公平なことはあつてはならないと思うのですけれども、申しました医療職は六六%の人たちが加算されない、しかも、それが生涯対象にならないという人が出てくるわけでござります。こういう不公平なことはあつてはならないと思うのですけれども、この点については今後の検討問題としてひとつぜひ考えていただきたい。一つは、加算対象者の拡大。もちろん、この加算制度をなくすのが一番いいのですけれども、なかなかなくするといふことは時間もかかるでしようから、来年も含め御検討いただきたいのは、その拡大と、さらに、加算対象にならない人が多く出てくる行政職

表、こういったところにひとつぜひ目を当てていただきまして、これらの救済と言ふと語弊がありますが、措置を考えていただく。こうしたことと

ぜひ取り組んでいただきたいと思うのですけれども、これに対する人事院給裁のお考へをお聞かせいただきたいと思います。

○森園政府委員 今回の特別給付期末・勤勉手当の後職加算措置でございますが、これは、民間企業

における賞与の配分傾向を何らかの形で公務に導入することが公務の各界各層の職員の相対的

遇の適正化ということにつながるだろう、こういふことでございまして、公務部内におきまして

は、行政職(一)以外の職種につきましては行政職(一)との均衡問題。あるいは当該職種の専門職としての色彩等、多方面から総合的に検討いたしまして措置しようとしているわけでござります。

今御指摘の、その生涯加算の対象になる可能性

は、行政職(一)の実習助手、寮母など

と、あるいは教育職(二)の講師、助教等

のない職種については何らかの措置をとるようになります。

このように考えておきます。したがつて、この制度そのものが今後残つていきますと、職場内の格差あるいは職種間での格差といふものは広がつてしまります。

確かに、一時金〇・二五引き上げがございました。しかし、その反面、新しく職制加算というものが設けられる。言うならば傾斜配分というものが出来られてきたわけでございまして、まさに職場に不公平、差別を持ち込む制度ではないか、私はこのようになります。したがつて、この制度そのものが今後残つていきますと、職場内の格差あるいは職種間での格差といふものは広がつてしまります。

確かに、一時金〇・二五引き上げがございました。しかし、その反面、新しく職制加算というものが設けられる。言うならば傾斜配分というものが出来られてきたわけでござります。こういう不公平なことはあつてはならないと思うのですけれども、申しました医療職は六六%の人たちが加算されない、しかも、それが生涯対象にならないと

いう人が出てくるわけでござります。こういう不公平なことはあつてはならないと思うのですけれども、この点については今後の検討問題としてひつぜひ考えていただきたい。一つは、加算対象者の拡大。もちろん、この加算制度をなくすのが一番いいのですけれども、なかなかなくするといふことは時間もかかるでしようから、来年も含め御検討いただきたいのは、その拡大と、さ

らに、加算対象にならない人が多く出てくる行政職

表とか、医療職(三)表とか、あるいは教育職(二)

ころを十三に、十のところを八に下げて、できる

だけ多くの人たちが適用を受けるようないし置をとられているように私は見たわけございます。そういったやり方、問題もございますので、そこを含めてぜひひとつ今後の検討課題として一定年前に一回か二回、一年か二年適用される、これじややはり問題がございますよ。そういう点もひとつ十分御検討いただきたいと思います。

さらに、週休二日制問題につきましてもお聞きする予定でございましたが、時間がございませんので、ちょっとだけお聞かせいただきます。

昨日、週休二日制懇談会が答申を出されました。この答申、一つは交代制職員の人員配置問題の弾力的運用とか、あるいは実施時期については計画内に速やかに実現を目指せ、こういった積極的な答申が出されておりますが、これについてお考えといいますか、どのようにお考えになつておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

○石川政府委員 お答え申し上げます。

て、やはり社会的、政治的問題だと私は思うのであります。したがつて、このことについては看護婦の給与体系、待遇、週休一日制の問題と人事院も政府ももう少し全体的に総合検討して、次の人事院勧告の中においてはこの医療機関従事者、特に看護婦の給与、勤務、待遇、諸条件の改善について政府が抜本的にやつしていくという姿勢をここで示してもらいたい。これはまさに政治の重要な課題なんですね。

この三点について、確たる御答弁を総務庁長官と人事院総裁からお願いします。

○塙崎国務大臣 私は、まず第一点の給与費の当初予算計上の問題についてお答えを申し上げたいと思います。

この問題は、私が問題にならぬというような発言をしたつもりはないわけで、私が最重点を置くべきは給与法案の早期決定、早期成立、これが最大の重点であつて、給与法が成立するならば政府は人事院勧告どおりの給与を支払う義務が生じ、予算を編成することになる、こういうふうに考えるのはあります。私は、確定していないところの予算を計上するのはまずいろいろ問題があろう、それによって給与の改善が拘束されるような、財源の見地からだけ拘束されるようなことがあっても問題だと思うわけでございます。そういうふうで、しかしそれは完全に人事院勧告を予想することができないと私は思いますが、人事院勧告が出来れば別だというようなことにして計上していただることはこれはもう好ましいことだと思います。ゆとりがある財政当局がこれでいいんだということで、しかしそれは完全に人事院勧告を予想することができないと私は思いますが、人事院勧告が出れば別だというようなことにして計上していただることはこれはもう好ましいことだと思います。ゆとりがある財政当局がこれでいいんだということで、しかしそれは完全に人事院勧告を予想することができないと私は思いますが、人事院勧告が出れば別だというようなことにして計上していただることはこれはもう好ましいことだと思います。ゆとりがある財政当局がこれでいいんだ

予算に人件費が計上されているかどうか、その有無にはかかわりなくこれからも早期完全実施のために勧告をいたしていただきたい。先生も当然御存じのとおりでございますが、四月期における公務員の給与の較差を詳細に調査いたしまして勧告する次第でございます。

それから、第三点目の看護婦の問題でございますが、看護婦の待遇あるいは給与等につきましていろいろと御議論がございました。この問題につきましては給与上の取り扱いといった面からはもうより必要とは思いますけれども、ただいまの看護婦の人材確保問題というものは、私聞いておるところによりますと、特に若い世代に忌避のような傾向が強い。これは深夜勤務とかつらい勤務であるというようなことを聞いております。こういう勤務環境の特殊性等をよくよく考えまして、ありますから、お答えなかつたのですが。

○上原委員 総務庁長官は看護婦問題はどうお考えですか、お答えなかつたのですが。

○塙崎国務大臣 私は、上原委員と同じような考

えであります。看護婦問題については持つてゐると思つております。

御承知のように、今最初にありました例の看護

婦さんといふのは、とにかく正規の看護婦さん、つまり正看と言われる方々は民間の診療所には比較的少ない。したがつて、むしろ多分にそれは公務員的な、あるいは公的病院におきますのは完全な公務員ではないのでしょうかとも、公務員に準じた方々が勤務されている体制のもとにあります。

そんなことを考えてみると、これはまた私は、

民間とのバランスじゃなくして別個に考えていつ

て、待遇あるいは労働条件の問題は考えなければ

と思うのですけれども、私は、重点は給与法の早

期提案、早期成立にある、こんなふうに申し上げたつもりでござります。

○赤宮政府委員 人事院が人事院勧告を行う場合におきまして、先生今言われましたように、当初

ば、私は、これは特段の研究、特段の配慮をしておやりになりますね。

いかなければならぬ、こんなふうに考えておりません。

○石川国務大臣 法的ないいろいろなことは私には働く従業員であろうと、やはり国家公務員のそ

ういう改定には、あるいはまた処遇には、全く同質のものでなければいけない、かようと考えております。今官報の云々ということが言わされましたけ

れども、その点は私には正直なところよくわかりません。わかりませんけれども、今委員の御要望

といいますか、御質問があつた線は何とかそのよ

うになるよう最善の努力をしていただき、かよう

に考えます。

○上原委員 時間ですでの、終わります。

○岸田委員長 続いて、山田英介君の質問に入ります。山田英介君。

○山田委員 ただいま審議をいたしております給与三法、人事院勧告を受けての一般職、特別職、

防衛庁職員の給与改善にかかる法律案でござりますが、これは給与等における官民較差を是正す

るわけですね。給与法がきょう衆参で議了されま

すと、駐留軍に対しても年内支給をせひや

りたいということで私たち努力をしているわけで

すが、いま一点、駐留軍の皆さんのが給与問題あ

りますが、いま一点、駐留軍の皆さんのが給与問題あるわけですね。給与法がきょう衆参で議了されま

すと、駐留軍に対しても年内支給をせひや

りたいということで私たち努力をしているわけで

すが、いま一点、駐留軍の皆さんのが給与問題あるわけですね。給与法がきょう衆参で議了されま

すと、駐留軍の皆さんのが給与問題あるわけですね。給与法がきょう衆参で議了されま

の枠をはみ出る、突破をする、こういうことになります。私は、おおよそ毎年度人事院勧告は予見し得るわけでございますから、当初予算を編成する段階で給与改善分は一定の部分を盛り込んでおくべきである。盛り込んだ上で編成をすべきだ、それが政府の良識ということではないのかな、こう思うわけでございます。補正後予算で一・〇二二%ということで、防衛費の膨張に対する一つの有効な歯止めとしての1%枠を突破することについて、防衛庁長官はどのような御見解、御見識に立たれておるのか伺いたいと思います。

○石川国務大臣 今山田委員が指摘されましたように、今回の入件費のアップによりまして、差し引き勘定いたしますと、御指摘のような当初予算の時点のG.N.P.対比におきますとこれが1%を上回ってしまう、わずかですが上回つておることは事実でございます。しかしまして、政府が一生懸命答弁しているように、新しい一つの基準に基づくG.N.P.というのですが、そういうものでやると○・九九幾つとか、こういうことになる。実態はいつも変わらないのに、物差しのこちらから見れば出ない、また新しいものから見ればわずかに出たところにござりますけれども、これがいいか悪いかと申しますけれども、これがいいか悪いかといふふうにやついていたからやつたということにすぎないと思いますけれども、これがいいか悪いかと申します。

ただ、その1%というものに対して、オーバーした、それに対する見解はどうか、こういう政治的な一つの判断を問われたわけであります。私は昨日の参議院の予算委員会でも申し上げましたけれども、要するに、先生もう十二分に御承知のとおり、昭和五十一年の一つの物差し、1%枠といふもの、これと、昭和六十二年からはいわゆる総額表示方式というのですか、こうなものになつた。これもやはり一つのスパンの中の總体に対する歯止めがきいてるというふうに私は思つてゐるわけであります。その内容の一つ一つを積み重ねた結果、こう、うふうな数字でやる。総額表示でありますから、それはそれで一つの合理性がある。どちらが合理性かといえば、私はやはり防衛関係費の予算というこの性格から見て、単年度でからどうの、という一つの議論を間違つてゐるとは思ひません。しかし、それは私が考へてみればそれほど価値のある一つの見方であろうかといふふうに思つてゐるわけであります。それよりもやはり必要なその国の防衛力というもの、その総額の一つの明示の方針というものが計画的、継続的な性格を持つ防衛力予算としてはより合理性があるふうに思つてゐるわけであります。それよりもやはり必ず、今むしろそういう国際情勢の変化といふもの、どういう形で防衛予算に反映させるかといふことが問われてゐるわけであります。单対前年度比の伸び率がどうであるとか、1%の枠内だから、○・九九九でおさまつたからいいんだとか、もうそういう段階ではない、こういう認識が定着つてある。1%枠を守つていればそれでいいんだということではなくつて、今先生のおっしゃるよ

うな、出たからどう思つたといえば、あえてそのような所見を私は持つてゐるわけであります。ただ、でき得るならば当初予算にそれを見込むという予算の組み立て方、これは一つの事務的な作業でありますから、そういうことについての考え方方はまた別にあらうかと思ひますが、私は防衛府長官という立場で、防衛費の1%というものを超えた超えないの一つの政治的判断、価値論といふものの方をおさめることとする、「当面の防衛力整備について」これはまさにその年度の予算は1%の枠内におさめるものとする、な見解を持つてゐる次第でございます。

○山田委員 五十一年の三木内閣当时における

超えた超えないの一つの政治的判断、価値論といふものの見方をえて問われるならば、そのようないふうに思つてますけれども、これがいいか悪いかと申します。

このあり方につきましては、一つの予算編成上のテクニックでありますから、これは從来こういふふうにやついていたからやつたということにすぎないと思いますけれども、これがいいか悪いかと申します。

このあり方につきましては、一つの予算編成上のテクニックでありますから、これは從来こういふふうにやついていたからやつたということにすぎないと思いますけれども、これがいいか悪いかと申します。

このあり方につきましては、一つの予算編成上のテクニックでありますから、これは從来こういふふうにやついていたからやつたということにすぎないと思いますけれども、これがいいか悪いかと申します。

○山田委員 五十一年の三木内閣当时における

超えた超えないの一つの政治的判断、価値論とい

うものの方をおさめることとする、

な見解を持つてゐる次第でございます。

○山田委員 五十一年の三木内閣当时における

超えた超えないの一つの政治的判断、価値論とい

てくる。戦略、政策と出て、そして今度は、ではそれを無制限にお金を使つていいのかといえればそうはいきませんので、コストの面で予算としてのG.N.P.比一%というものがある。こういう基本的な我が国の防衛政策のあり方、枠組みというものはしっかりと押さえておかなければならぬと思うのです。失礼ですが、単なる節度ある防衛力を整備する、これが大事なんだと言つても、そういうものじやないんじやないか。むしろ申し上げましたとおり、国際情勢が大きく変化をしてきてる、しかも、その国際情勢の変化というのは、東西冷戦構造の終えんというような非常にベーシックな、物すごくグローバルな、米ソの対決、対立という時代が終わって、協調していくまじょうというような時代に入つてきている。実はそこのことらが、防衛計画の大綱の国際情勢のところに書かれている、東西対決のそういう厳しい現実があるという認識と、今日的な状況というのは大きく変わってきている。したがつて、そういう防衛計画の大綱の考え方の基本をなす基盤的防衛力整備構想という、そういう構想でいいのかどうかというのが今まさに問われているわけでありまして、時間が非常に制限された中でござりますので、ちょっと乱暴な言い方になりますけれども、もうそれは御案内のとおりです。戦略が変われば戦術が、政策が変わる。そして、その政策によつて予算というものは規定される、あるいは予算をもつてその防衛政策というものを要するに一定の歯止めをかけていく、こういう関係になるわけでございます。

ですから、基盤的防衛力構想というこの大綱発表以来、防衛庁が、政府がとり続けてきたそういう政策が、また戦略というものが、国際情勢の激変によって今まさに見直されなければならないんじゃないかな、私はこういう認識を持つわけでござります。基盤的防衛力整備構想にかわる一つの哲学あるいは防衛戦略としては、防御的防衛とかあるいは非挑発的防衛とかいう形でいろいろあるわけございます。ですから、私は、我が国防衛

学、というのについて、基盤的防衛力構想しかないんだということじやなくて、もっと真剣に前向きに取り組んでいただきたい、このように申し上げたいと思うわけでございます。

それで、次期防が明後日閣議決定すると伺つております。防衛庁長官、現行の中期防、ことしが最終年度ですから平成三年度から次期防なんだ、こうしたことのようございます。五年間の防衛経費総額が二十三兆四千億円とか五千億円と言われておりますが、防衛費はどういうふうに考へているのですか、この五年間の総額は、二十三兆何千億要求なさるのですか。それから、それは年平均で実質何%の防衛費の伸び率になるのですか。ここどころをまずお聞かせをいただきたいと思います。

○石川國務大臣 先生の持ち時間があと残り少ないわけでございまして、今大変重要な問題で、先生からも貴重な一つの見解を私も拝聴できまして、本来ならばもう少し時間をゆっくりかけて、この問題に哲學的な問題も含まれているわけですから、先生といろいろとちよちよはつしと意見を交換しながらやるのが一番私は望ましいと思ひます。が、何せあと十分かそこらでございます。本当に申しわけございませんが、はょつて少し粗っぽいことになるうかと思いますが、お許しをいただきたいと思うのです。

まず、次期防について質問をされました。次期

政策を立案するに当たつての基本的な考え方、哲學、というのについて、基盤的防衛力構想しかないんだということじやなくて、もっと真剣に前向きに取り組んでいただきたい、このように申し上げたいと思うわけでございます。

ただ、私どもが言えることは、国際情勢が非常に変化した、先生の御指摘のとおりであります。

こういう中において、要するに基盤的防衛は云々と言わましたが、この点は私たちよつとまだよく——後でまた先生にも御意見を聞いたいと思うのですが、やはり国際情勢、五十一年のあの大綱をつくったときの国際情勢と確かに変わつていて、大いに変わつてはおりますが、そういう国際情勢の中から導かれた我が國のあるべき防衛の姿と言いましたが、これは何かといふと、諸外国の脅威でありまして、それは何かといふと、諸外国の脅威下では成り立ちませんよ、あるいはまた、私どもは憲法の制約がありますよとか、いろいろなものがあります、先ほど先生がおっしゃつたような、そういう中からの結論として基盤的防衛といふものが出てきましたから、確かに大きくなっていますが、今申し上げましたように、いわゆる大綱に準じた節度ある防衛力ということがから考えて、しかしながら導き出された一つの基盤的防衛といふものは私はいいのじやなかろうかな、こういうふうに思ひますけれども、これらも含めて今結論が出るわけですから、ここで断定的なことは言えないわけであります。

したがつて、大変失礼な話なんですが、じゃもし一%だけを肯定すれば、次の五カ年間なら五カ年間といふものの実質の成長率が、仮定ですが、

例えよく新聞でも出でておりますようになつて、三・七五%と仮定しますね。すると、三・七五%以下なら一%におさまるという一つの見通しもあるわけありますから、果たしてそれがいいか悪いか。しかし国際情勢から見れば、もっと低くてもいいことがありますから、その結果をもつて、このやりとりじやないわけですね。ですから、防衛庁が予算要求して何ぼ削られるとか削られない

つかそういう問題ではありませんので、その点、いわゆる今の御質問にはちょっと違う点があろうかと私は思います。

ただ、私どもが言えることは、国際情勢が非常に五年ということであります。

○山田委員 長官、確認をさせていただきます。

十二日の予算委員会で海部総理は、次期防の、仮に五年ということであります。

P比一%枠をしっかりと次期防の総額を決めたし、こういうふうに答弁をなさっております。

防衛庁長官も同じ考え方である、こう理解してよろしいですね。

○石川國務大臣 とにかく今作業中でありますので、私の口からその点についての云々を答えることは今差し控えさせていただきたいと思いますが、今申し上げましたように、いわゆる大綱に準じた節度ある防衛力といふことから考えて、しかかも今日のような国際情勢を考えてみれば、そこから出る答えは先生も十二分に御推察がいただけるのではないか、この点だけを申し上げたいと思います。

○山田委員 もうちよつとはつきりおっしゃつていただいた方がいいのじやないでしょか。防衛

庁長官も、先ほどの答弁の中で、結果的にG.N.P.比一%におさまるあるいはそれよりもっと下でいいのかも知れない、ということをおっしゃつておるわけですから、しかも内閣総理大臣が一%以下におさめたい、またおさめることを十分念頭に置いておるということですから、防衛庁長官としてその総理のお考えと同じなのか違うのかということは、はつきりおっしゃるべきです。

○石川國務大臣 確かにおっしゃることは私も意

味はよくわかります。であります。くどいようございますが、次期防といふのは政府全体でつくる一つの我が国の防衛政策であります。向こう五年に向かってか三年に向かってかわかりませんが、一定の期間においての我が國のあるべき防衛の基本政策を求めるわけでありますから、ただ大蔵省に対する担当省庁の予算要求あるいはまたその回答、このやりとりじやないわけですね。ですから、防衛庁が行なわれてますから、私の方から

○山田委員 繰り返し申し上げるようございま  
すが、現在の国際情勢あるいは軍事情勢、もちろ  
ろこの大きな変化を踏まえたときには、防衛費の  
伸び率を前年度比でどのくらいに抑制するかと  
いうことなどとしまらず、防衛費の凍結あるいは平  
和の配当、いわゆる削減、スリムにできないのか。  
あるいはまた大きな軍縮の、米ソ英仏初め世界の  
主要国の具体的な軍縮、経費の削減というものが  
現実に目の前にあるわけでございますから、これ  
以上、あと五分しかないということですのであれ  
しますけれども、防衛庁長官としては十二分に踏  
まえて御認識を持っていただきて対処していただき  
たい。

それで、これはまたなぜ次期防でなければいけ  
ないのでですか。今中期防でしょ。結局、一九六  
〇年安保改定、そしてその後の防衛計画の大綱が  
出てくるまでの十五年間、防衛費は十倍に膨れ上  
がっているわけです。六〇年の年間の防衛経費と  
いうのが千五百億円、十五年後の五十一年には一  
兆五千億円、十倍の規模で膨れ上がってきてい  
る。これはどこまで大きくなるのですかという國  
民の大きな不安とか危惧が出てきた。それで政府  
もこれを無視できなくなつて、そして三木内閣の  
ところで防衛計画の大綱というものが出てきた。  
そして同時に一%枠以内におさめる、そういう政  
策というものが出てきた。予算面からは一%枠と  
いうことで歎どめがかけられた。

それで、そこではこれまでいろいろあるのです  
が、防衛計画大綱に示されている防衛力の水準と  
いうのが、今防衛庁の皆さんには必要最小限のもの  
だというふうにおっしゃっていますけれども、當  
時の大綱制定のいきさつを見てもれば、それはむ  
ろ我が國のあるべき防衛力の上限である一下限  
ではなくてそれは上限であって、必要最小限度の  
ことに言及するということはぜひひ勧弁させていた  
だきたい。ただ、先生の御意見というものは十二  
分に私も了解もするし、意を体していろいろとそ  
のメンバーの一人として行動していただきたい、かよ  
うには考えております。

ものということではないのだということがわかる。それでございます。ですから、一次防から四次防まで年次防方式ですと防衛政策をやってきました。予算が膨らんできただ、装備も更新、更新され常に性能がよくなってきた。数も、実は大綱にはあらわれておりますけれども、飛躍的にふえてきた。約七百両の当時の保有戦車の数が一千五百近くまで伸びてきているとかそういう形で膨らんでしまってきましたので、防衛計画の大綱を策定して、それでこれが上限なんです。これ以上大きくなきません。これが上限だ、必要最低限の水準ではない、ということ。したがって、それまでの四次防といふ年次防方式を、防衛計画大綱が策定をされた以後は、十年間にわたって予算編成は防衛経費を単年度方式に切りかえられているじゃないですか。しかし、主要装備を更新していく中で一%枠がまづくなったから、これを六十二年に撤廃をする。そしてその前に、この五ヵ年計画の現在の中期防というものが出てきた。大綱の水準を何としても達成するのだということできて、今年度で達成されるわけでしょう。ほぼ一〇〇%と言われていますね。防衛計画大綱の水準にほぼ一〇〇%を達する。

○岸田委員長 石川防衛厅長官、簡潔に御答弁をお願いします。

○石川国務大臣 はい。簡潔にということは、これだけの難しい問題で今先生から大変高度な御質問でござりますから、これに短時間というのではなくが難しいのでござりますから、大変粗雑な御答弁になると思ひます。ただ私は、今持つておりますこの中期的な防衛計画、こういうものはどうしても必要ではないかという基本的な考え方なんですね。

その理由は、ここで長々しくなってしまいますから省略します。ただ、先生の見解はどうしても私はその点はかみ合わない点でございますが、というのは、やはり一つの防衛というものの性格、これが継続的なものであり計画的なものでなければならぬということ、例えばパイロット一人を養成するにしても飛行機をつくる時間よりもっとかかるかもしません。そういうように総合的に見て、私は、やはりある程度の一定の期間といふものの計画性というものは当然必要ではないかな、こういうことから中期計画といふものは必要ではないかと思うのです。ただし、国際情勢がこういう大きな変化のあることも事実でありますから、変化しているから持たなくともどうかということは、これは認識の違いでありますて、じゃ一年、二年先にいったときにそのような状態がどういうふうになるか、私は、ますます迷惑が深まる場合もあり得る。なれば、じゃそのときになつてまた持てないのかということになりますから、やはり大きな変化はありながらも中期計画というものを求めるることはこれは当然で、必要ではないか。そして「%」ということは、数字のこととは先ほど言いましたけれども、結果的に大きくながらも政府は正しい一つの防衛計画を立てたありますし、その結果的な姿を見て、なるほど、やはり中期計画でも国際情勢というものを踏まえ説をいろいろと頭に入れながら努力しているわけながらも政府は正しい一つの防衛計画を立てたな、こういうふうに評価されるようなものを私ども

もはつくつていきたい、こんなふうに考えております。

○山田委員 委員長、一問だけ。済みません、簡単に終わらせます。

パイロットの養成で数年かかるというのは今始まつたことじやなくて、そんなのは前からそうなんです、大綱水準を達成したわけですから。防衛計画の大綱が出たときには明らかに単年度に変えているわけです。その理由というのは、達成したんだから継続的に整備する道筋を示す必要性が乏しくなつたと防衛白書に書いてありますよ。それが何で今回はそうじやないんですかということがあります。

と同時に、じゃ次期防の目玉は何ですか。後方支援だとおっしゃったじやないですか。ところがいろいろ報道を聞いていますと、AWACSを何機入れるとか、イージス艦の三番艦、四番艦も発注するとか、あるいは……

○岸田委員長 山田君、済みませんが結論をひとつお願いいたします。

○山田委員 はい。九〇式戦車も入れる、多連装ロケットシステムを陸自が入れるというようなことが言われているわけでしょう。ということになれば、目玉が後方であれば單年度予算はできるわけですよ。目玉が後方であれば隊舎とか宿舎は。しかし実際には、次期防につなげたい、年次防方式をとりたいというのは、やはりそういう高性能な新規の正面装備をそろえたいという願望がそこに込められているのではないですか。それだけ申し上げて、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○岸田委員長 続いて、三浦久君。

○三浦委員 私は、九分という非常に短い質問時間ですので、一時金の役職別加算措置導入問題に給与面からの分断を図り、同時に職員間の競争をあおるという懲務給制度を強化するものである

ことを指摘しておきます。

さらにこの制度は、下位級に在職する職員を相対的に不利にするものであり、下位級職員の大きな怒りを買っています。

ところで、この原資でありますけれども、從来間と同じように、算定の基礎額にいわゆる三者給だけではなくて、住宅手当、通勤手当も含めて比較をするよう要求をしてまいりました。今回の役職別加算導入の原資は、官民比較のいわゆるすき間を是正する額に相当するものではないでしょうか。

○森園政府委員 今回の役職段階別の加算措置自体は、民間におきます係長級以上の役職者に対する支給月数の実態を何らかの形で公務にも反映する必要がある、こういうふうに考えて提言をいたしましたが、どうでしょか。

御指摘のいわゆる官民の比較方式、民間の支給月数を公務に反映する場合のいわゆる分子、分母問題というのはかねがね存在していた問題でございまして、これを同時に解決しようということです。

○三浦委員 そういう性格を持つ役職別加算手当ですけれども、一般職員で加算措置を受けられない職員というのは全体の約四〇%、十九万三千人にも上る、これは事実ですね。

○森園政府委員 行政職で申しますと四級以上が加算の対象になるということでございまして、行政職でも三級以下は約四割、それから全俸給表でいいましても約四割、これは加算の対象になります。

○三浦委員 結論だけ言つてください。そのとおりでしょ。

○森園政府委員 そのとおりです。

○三浦委員 それでは、労働者にとってはまるでトンビに油揚げをさらわれたというような結果になるわけですね。労働者の怒りは私は当然だと思います。

この加算措置を受けられない職員は、特に婦人

職員、行(一)の職員、また地方出先機関に勤務する職員が相対的に多いと思いますけれども、いかがですか。

○森園政府委員 トンビに油揚げとおっしゃいましたが、要は民間の支給実態を、月数もさることながら、支給の実態をどう反映するか、より精密にどう反映するか、こういう問題でございまして、とらまえ方を正確にとらまえ配分に当たっては一種の悪平等が正しいといふうには考えておりません。

それから、今加算を受けない職員は地方等に多いのではないかということでございますが、要するに行政職でいいますならば四級以上、行政職以外でいいますならば行政職(一)の四級相当以上の者といふものが加算の対象でございまして、そういう級に存在しておるならばそれはそのまま加算の対象になるということでございまして、特にその所属が地方機関だからどうだ、あるいは女性だからどうだ、そういうことではございません。

○三浦委員 あなたはそういうことを言いますがれども、実態を見てください。ここに昭和六十三年度における一般職の国家公務員の任用状況調査報告というものがあります。これは人事院の任用局が発行しておるものであります。これによると、一九八九年三月三十一日現在、行(一)職員退職者数は千三百八十五人です。そのうち一ないし三級でいわゆるこの加算措置を受けられないまま定年退職をするという人は五百三十二名に上りますから、全体の約三八%に及んでいます。

一方、九級以上、つまり本省の課長補佐以上の管理職には一時金に既に本俸の一〇%から二五%の加算措置がとられております。これらの管理職は、現在でも一般職員の支給月数五・一ヵ月に対して実質五・五六ヵ月から六・二六ヵ月分の支給月数となっているのです。その上さらに、今回の加算措置で、九級以上の管理職は本俸と調整手当を加算した一五%から二〇%が役職別加算としてプラスされることがあります。

今回の措置は、そういう意味でいわゆる下位級にあらざる職員に不利に、そして高級官僚を二重、三重にまで昇進させることがあります。

か、どうですか。結論だけ言つてください。

○森園政府委員 手元に検証する資料を持っておられますが、要はどの級に在職する者がどのくらいいるかとの反映でございますから、それを意図したものではなくて、結果としてそういうふうなことです。

○岸田委員長 続いて、川端達夫君。

重に優遇するものであつて、私は、決してこのよ

うなことは許してはならないことだというふうに思います。そういう意味で、この一時金の役職加算、これを撤回するよう私に強く要求して、質問を終わりたいと思います。

○川端委員 長官、どうも御苦勞さんでございます。私も非常に時間が限られておりますので、かいつまんで御質問を申し上げたいと思ひます。

○岸田委員長 続いて、川端達夫君。

まだ質問をしたいことがありますけれども、時間がありませんから、私の意見を述べておきますけれども、そのほかにも、例えば教育職(一)表、また(二)表適用の教諭、これは大学を卒業して十二年たたないと五%の最低加算ランクにもならないのに教育職(一)表適用の職員というのと、同じ大学を卒業していないながら、こういうよう

なことは評価をさせていただきたいと思いますが、ただ、いろいろな問題をこれからも抱えているものだということです。

最近の労働力不足という中で、とりわけ公務員

の募集、要するに応募者もだんだん減ってきてるという数字の中で、そういう労働市場の観点から初任給若年層へとりわけ配分を強くされたところではないかなというふうに思ひます。

こののは、それなりに事情としてはやむを得ない部分である、あるいは逆に言えば必要なことであつたというふうに思ひます。そういう意味で、結

果的に中高年層の部分が総額の配分の中ではしづかに受けているという、数値的には三・九%の上昇率が低いというのが実態であります。そういう意味

のなかというのが大きな問題として残るのはないかと思います。この部分に関して、次年度以降の中高齢者に対する配分というものをどういうふうに現実には生活負担という部分では教育費あるいは住宅費等々含めて一番負担のかかる年代が負

うかと思います。

おきましては、民間の初任給の動向、それから既に昨年までの間にかなり民間の初任給を下回る事

情が公務員側に存したという事情を考慮いたしまして、初任給の改善及びこれに伴う若年層の改善に重点を置いたわけでございます。

この結果、中高年層につきましては御指摘のとおり引き上げ率でかなり平均を下回るような事態となつたわけでございますが、ただ新規に導入を図らうとしております期末・勤勉手当の役職段階別の加算措置といいますのが、行政職<sup>(一)</sup>でいいますと四級以上、年齢的にいいますとおおむね三十歳代半ば以降ということでございますので、年間給与という角度からとらえますと相応のバランスはとれているかな、こういうふうに考えております。

しかしながら、その俸給表の構造の上でいわゆる中だみといいますか、ちょうど中堅層が落ち込んでいるという点は、やはりこれは何らかの解決をしなければならない問題だというふうに考えておりまして、来年以降の民間の初任給動向はどうなるかということをにらみながら、許される範囲内で中堅層の処遇改善に取り組んでまいりました。こういうふうに考えております。

○川端委員 中高年層の処遇に関してトータル的な部分で、一時金で補てんするということとはやはり違う要素のものであります。性格的には違うと思いまして、ぜひとも御検討、御配慮をお願いしたいと思います。

そういう中で、やはり公務員の皆さんのが、いわゆる優秀な人材に来ていただき、そして行政の立場で国民のためにいろいろやつていただきというのは非常に重要なことであります。おかげ、公務員の待遇というものが特に零細中小企業の労働条件に与える指導的な役割というのは非常に大きなものがあります。そういう中で、迅速に国民のニーズにこたえる行政をしていただきたいことが大事だというふうに思います。

それで、かねがね指摘をされ、また今回の勧告に当たつても、総裁が、これは談話で四番目にいわゆる行政のセクショナリズムについてとかいうので韓国との接触になつております。臨調の答申でも何回も

も言われてることであります。特に総裁は国会に長くおられまして、いろいろな立場でこの行政を見てこられたというふうに思いますので、談話にもございますセクショナリズムに対してどのような御認識をお持ちなのか、簡単にお聞かせをいただきたいと思います。

○弥富政府委員 お答え申し上げます。

人事院は、給与勧告を行つて当たりまして、中央地方を通じまして各界の有識者の方に意見を聴取しておりますところでございますが、その過程においての意見といふものが各方面から出された次第でござります。

これは私、考えてみると、近年政治、経済、文化等の各般にわたりまして国際化の進展等もこれあり、これまでなかつたような複合的な行政課題を解決をしなければならない問題だというふうに考えておりまして、来年以降の民間の初任給動向はどうなるかということをにらみながら、許される範囲内で中堅層の処遇改善に取り組んでまいりました。こういうふうに考えております。

○川端委員 中高年層の処遇に関してトータル的な部分で、一時金で補てんするということとはやはり違う要素のものであります。性格的には違うと思いまして、ぜひとも御検討、御配慮をお願いしたいと思います。

そういう中で、やはり公務員の皆さんのが、いわゆる優秀な人材に来ていただき、そして行政の立場で国民のためにいろいろやつていただきというのは非常に重要なことであります。おかげ、公務員の待遇というものが特に零細中小企業の労働条件に与える指導的な役割というのは非常に大きなものがあります。そういう中で、迅速に国民のニーズにこたえる行政をしていただきたいことが大事だというふうに思います。

そこで、かねがね指摘をされ、また今回の勧告に当たつても、総裁が、これは談話で四番目にいわゆる行政のセクショナリズムについてとかいうので韓国との接触になつております。臨調の答申でも何回も先生が書いておられますけれども、やはり一番も

とは、そういう今ある部分にメスを入れていくと、いう観点での处方が大事ではないか。我が党は、かねてからそういうセクショナリズム、縦割り行政の弊害を是正するため、いわゆるキャリア、ノンキャリア別の採用あるいは省庁別採用という入り口で考えないと、もう入るときに決まつた部分、色分けをした部分というところにメスを加えない、これは直らないのではないかという考え方を持ち、主張をし続けているわけですけれども、この点に関しては総裁いかがでしようか。

○弥富政府委員 ただいま先生の御質問になりましたことは、将来の中核を担う人材をどうするかということで非常に重要なことと我々も受けとめております。ただ、いわゆるキャリア、ノンキャリア制というものは将来の行政を担う人材の確保という面、また、省庁別にただいま採用をいたしておりますが、これも各省庁の専門家による業務的確な推進という面で、今後においても基本的にはこれは考えていかなければならない、そういうふうには思つておりますが、一方、いわゆるキャリア、ノンキャリア制あるいは省庁別採用制に係る御指摘のような問題が出ないよう、適切な能力の評価に基づく昇進管理の一層の推進や各省庁間のただいま申し上げましたように人事交流の促進等により対処していくのが適当ではないか、かようになります。

○川端委員 非常に大きな問題でございますが、この問題を避けては、いわゆる技術的なセクショナリズムというか省庁別の縦割りの弊害というのではなくならないのではないかというふうに私は思ひます。特段の御検討をお願いをしておきたいと思います。

それから、これからいわゆる新しい時代に向けての労働のあり方という部分で、最近とみにフレックスタイムといふものがマスコミを含めて化の激しい、そして課題もたくさんある中で行政が適応するのに、何月号かの月報にも韓国と日本がセクショナリズムについてとかいうので韓国とのセクショナリズムについてとかいうので韓国との接觸になつております。労働基準法が改正されて幾分適用がやりやすくなつたということで、千人以上上の企業で普及率が六・二%という民間の報告があります。販売、営業、研究、技術開発というふうなものでやられておりますし、私自身も、企業で研究所おりまして、そういう制度を導入した経験を持っておりますけれども、この部分は、いわゆる残業を減らせるとか生産性を上げるとか、あるいはランユアワーを避けるとか家庭的なあるうな仕事に時間を使わせるという仕事ではなくて、自分の仕事に時間を使わせるという、いわゆる時間自分が支配をするという労働観の変化ではないかというふうに私は思います。國も多くの研究機関を抱えておられます。私も、もう今は多分使いものにならないでしようけれども、昔は研究者であります。そういう部分で言いますと、毎日八時間ということもなくして、一気に集中してやらなければいけないときとか、いろいろな部分で言うと、特に国の研究機関においてはフレックスタイムといふものを持つと前向きに検討されるべきではないかなというふうに考えておりますが、実態としてフレックスタイムといふのを国の仕事としてどういふうに調査研究をされているのか、あるいはこれから採用をどういふうに考えておられるかをお聞かせをいただきたいと思います。

○大城政府委員 民間企業におきまして、たまたま先生御指摘のありましたように、労働基準法の改正以後、フレックスタイム制を始めとする労働時間の彈力的取り扱いが導入されつあります。が、公務におきましても業務の必要性に応じた勤務時間の弾力的な割り振りの必要性が増大しているというふうに考えられますし、職種によっては、一律的な勤務時間管理よりもむしろフレックスタイム勤務等彈力的な勤務時間の運用になじむものもあると考えられます。特に、國の研究機関等の業務についてはこのよくな取り扱いがなじみやすいものと考えられるところでございますが、公務においてもどのような職種でどのような彈力的取り扱いが適当なのか、職務の特殊性や勤務の実態を踏まえつつ、民間における弹力的取り扱いの

適用範囲、効果等についてさらに研究を進め、より適切な勤務時間制度について検討を重ねてまいりたいと考えております。

○川端委員 ゼひともよろしくお願ひします。  
それから、いわゆる公務員の労働条件といいますか、いろいろな諸制度を含めて週休一日制あるいは育児休業制度等々、民間の、特に先ほど申し上げました中小零細企業の労働条件に非常に影響を与えるといいますか、民間のお手本になるという役割が非常に大きいと思います。先般来の四週六休制の導入が、大企業はもともと完全週休一日制をやっていたところが多かったわけですが、中企業、零細商店街等々に非常に大きな影響を与えたというのも事実だと思います。

そういう中で、週休一日制を完全実施するという御努力は今いただいているわけですが、もう一つの観点としてお伺いしたいのは、育児休業制度に関する法律の立案に当たらせることがで野党が合意した、今後は労働省の方で立法作業が進んでいくということになりますが、民間を対象にこれは考えていくことだというふうに伺つております。公務部門でもそれに応じた法律の整備が図られるべきだと思うのですが、現行一部に育児休業制度といいますのは適用されておりません。しかし、現在働く仲間の中で育児休業というものがこらへんの展望についてお聞かせをいただきたいと思います。

○大城政府委員 女性の著しい社会進出あるいは家族化の進展等に伴いまして、職業生活と家庭生活との調和を図るという観点から、最近とみに育児休業制度についての関心が高まってきております。育児休業問題はいわば官民共通の問題でございまして、人事院といたしましても本年の夏の

勧告の報告の中で、多角的な観点から検討を進め、より旨態度を表明しているところでございます。

今もお話をございましたように、参議院の社会労働委員会におきまして政府提案という形での考え方を示されたようございまして、これを受けた労働省で検討が進められるというふうに伺っております。公務員一般を対象とする育児休業制度につきましても検討してまいりたいと思いますが、一般的な制度といしましては、勤務条件にかかる問題でございまして、いわゆる一般原則といいまして、我が国の社会一般の情勢の変化に応じて勤務条件の改善を進めていくという基本がございますので、これに従いつつ、人事院としては今後の民間部門での法制化の動向を見守りながら公務部門について必要な対応がとれるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○川端委員 時間が参りましたので、よろしくお願いします。

○岸田委員長 時間が迫つておりますので、よろしくお願いします。

○岸田委員長 これにて、三法律案に対する質疑は終局いたしました。

○岸田委員長 この際、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対し、三浦久君から修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。三浦久君。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

○三浦委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題になつております一般職の職員の給与等に関する法律案に対する修正案を提出します。

正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

政府提出法案には、不十分ながら人事院勧告に基づいて一般職職員の給与を平均三・六七%引き上げることや、通勤中災害に遭った場合の給与上りの取り扱いを公務災害並みにするなどの改善部分もありますが、期末・勤勉手当に役職別加算措置を新たに導入し、一時金の職務給化を強めるという改悪部分があります。本修正案は、政府案の改悪部である役職別加算措置を削除し、その財源を全職員均衡に配分して、期末手当に上乗せしよ

うとするものであります。

修正案を提出する理由の第一は、役職別加算措置導入は、一時金の成績主義、職務給を一層強化して給与制度面から職員間の分断と競争をあおることになります。このことは、国民本位で民主的・効率的な行政運営を確保するという上からも障害となることは必至であります。

第二は、俸給表の下級在職者、特に地方出先機関に勤務する職員、婦人職員、行政職(二表適用職員)を相対的に給与の上で不利にいたします。しかし他方、管理職、高級官僚の期末・勤勉手当は、現在の管理職加算に加えての役職別加算という二重の優遇措置になるからであります。

第三に役職別加算の財源は、もともと一時金の官民比較方法で公務員が低く出る、いわゆるすぎ間を埋めるために、関係労働組合が長年要求し確保したもので、その財源を一般の公務員には薄く、管理職など高級官僚に厚く配分するのは、不当であります。この財源は、事の経過からいつても全職員、一律に配分するのが当然だからであります。

最後に修正案の概要を申し上げます。修正案は、政府案の期末・勤勉手当に導入しようとすると役職別加算措置を削除し、役職別加算措置の財源を全職員に均等化した○・三一カ月分を期末手当に上乗せし、期末・勤勉手当の年間支給月数を五・六六カ月とするものです。

○岸田委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○岸田委員長 起立少數。よって、三浦久君提出の修正案は否決されました。

○岸田委員長 次に、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○岸田委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○岸田委員長 次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○岸田委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○岸田委員長 これにて、修正案についての趣旨の説明を終わりました。

○岸田委員長 これまで、修正案についての趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案に対し、政府において御意見があればお述べ願います。塩崎総務庁長官。

○塩崎國務大臣 ただいまの一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきましては、政府としては反対であります。

○岸田委員長 これより三法律案及び修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたしました。

まず、三浦久君提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○岸田委員長 これより三法律案及び修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。

一般職の職員の給与等に関する法律案及びこれに対する修正案について採決いたしました。

○岸田委員長 これにて、本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○岸田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岸田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時「十分散会

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項第一号中「二十五万五千円」を「二十六万五千円」に改め、同項第二号中「四万五千五百円」を「四万七千円」に改める。

第十三条の四第六項中「第十九条の三第二項」を「第十九条の三第三項」に、「第十九条の四第四項」を「同条第四項並びに第十九条の四第二項及び第三項」に改め、「これらに対する調整手当及び第波研究学園都市移転手当」とを削る。

第十九条の三第二項の表以外の部分を次のように改める。

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合においては百分の百六十、十二月に支給する場合においては百分の二百を乗じて得た額に、基準日以前三箇月以内（基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の

表に定める割合を乗じて得た額とする。

第十九条の三第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準

日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額の合計額とする。

4 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員については、その額に俸給月額で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

5 第十九条の四第二項を次のように改める。  
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「次条第三項」と読み替えるものとする。

4 前条第四項の規定は、第二項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「次条第三項」と読み替えるものとする。

5 第十二条第一項中「二万九千六百円」を「三万千円」に改める。

6 第二十三条第一項中「又は疾病にかかり」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一年）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、」に改める。

7 附則第十一項中「負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病）を「負傷（公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病）に改める。

8 別表第一から別表第九までを次のように改める。  
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 220,300	円 238,400	円 258,200	円 289,600	円 325,500	円 371,000
229,300	247,600	267,900	301,400	338,200	386,500
238,300	256,900	277,700	313,200	350,900	402,000
247,400	266,300	287,600	325,000	363,700	417,400
256,500	275,800	297,700	337,000	376,600	432,800
265,600	285,300	307,800	349,000	389,500	448,200
274,800	294,900	317,900	361,200	402,500	463,600
284,100	304,600	327,900	373,400	415,300	479,000
293,400	314,300	337,900	385,400	428,000	493,900
302,900	323,900	347,900	397,100	440,200	508,800
312,500	333,300	357,900	408,200	450,700	520,200
321,900	342,600	367,800	419,300	460,600	527,700
331,100	351,500	377,300	428,800	468,900	534,800
340,000	359,400	386,600	436,300	476,300	541,200
348,200	366,400	394,200	443,600	480,900	546,000
354,800	372,700	401,300	448,700		
361,000	378,200	406,000	453,500		
365,500	383,000	410,400	457,800		
369,800	387,400	414,800			
374,000	391,700	418,900			
378,200	395,800	422,700			
382,300	399,500				
386,200					
389,800					

員を除く。

## 別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

## イ 行政職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		円 —	円 —	円 157,300	円 185,100
2		113,600	143,100	163,400	193,200
3		117,300	149,900	169,800	201,400
4		121,200	157,200	176,400	210,000
5		125,600	162,900	183,200	218,800
6		130,800	167,700	190,700	227,300
7		136,100	172,500	198,100	235,600
8		141,200	177,300	205,400	243,800
9		145,300	181,500	211,800	251,700
10		148,600	185,800	217,900	259,500
11		151,400	190,000	223,700	267,400
12		154,200	194,300	229,400	275,300
13		156,700	198,500	235,000	282,600
14		158,900	201,800	240,200	289,900
15		161,000	204,900	245,200	296,300
16		162,600	208,000	250,100	302,600
17			211,000	254,600	307,100
18			213,900	258,400	311,100
19			215,900	262,000	315,000
20				264,800	317,900
21				267,600	320,700
22				270,300	323,500
23				273,000	326,300
24				275,400	329,200
25				277,900	332,000
26				280,300	334,800
27				282,600	337,300
28				284,900	339,700
29				287,200	
30				289,400	
31				291,600	

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職

口 行政職俸給表(二)

職務の級 号 債	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額	6 級 俸 給 月 額
1	円 —	139,200	156,000	172,200	195,900	222,600
2	101,800	145,200	161,400	177,700	202,400	229,400
3	105,000	150,500	166,800	183,400	208,900	236,300
4	108,100	156,000	172,200	189,600	215,500	243,900
5	111,000	160,800	177,600	195,900	222,000	251,600
6	114,400	165,600	183,300	202,200	228,500	259,600
7	118,300	170,300	189,200	208,000	234,700	267,600
8	122,400	175,000	195,100	213,600	240,500	275,600
9	127,300	179,700	201,000	219,200	246,100	283,700
10	132,900	184,500	206,600	224,700	251,700	291,600
11	139,200	189,400	212,000	229,700	257,300	299,400
12	145,200	194,200	217,100	234,800	262,900	307,000
13	150,400	199,000	222,200	239,900	268,600	314,700
14	155,500	203,500	227,000	245,000	274,100	321,400
15	159,900	208,000	231,800	250,000	279,400	328,000
16	164,100	212,100	236,600	255,100	284,600	334,500
17	168,000	216,000	241,500	259,600	289,600	341,000
18	171,900	219,700	246,500	263,800	294,300	346,800
19	175,100	223,500	251,000	267,500	298,700	352,300
20	177,800	226,100	255,200	271,100	302,900	357,100
21	180,500	228,400	258,500	274,400	306,800	361,900
22	183,200	230,700	261,500	277,600	310,600	366,400
23	186,000	233,000	264,100	280,600	313,400	369,800
24	188,600	235,100	266,700	283,600	316,100	
25	191,000	237,200	269,100	286,300	318,600	
26	193,200	239,300	271,500	288,900	321,000	
27	195,400	241,500	273,800	291,400		
28	197,500	243,700	276,100	293,600		
29	199,600	245,800	278,300	295,800		
30	201,600	247,800	280,500			
31	203,400	249,700	282,500			
32	205,200	251,600				

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 倍	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円一	円186,200	円221,300	円258,800	円289,600	円325,500	円371,000
2	131,600	194,200	230,300	268,500	301,400	338,200	386,500
3	136,800	202,400	239,300	278,200	313,200	350,900	402,000
4	143,700	211,200	248,500	288,200	325,000	363,700	417,400
5	150,500	220,000	257,800	298,200	337,000	376,600	432,800
6	157,700	228,500	267,100	308,200	349,000	389,500	448,200
7	164,200	236,900	276,500	318,100	361,200	402,500	463,600
8	170,700	245,400	285,900	328,000	373,400	415,300	479,000
9	177,400	253,700	295,400	337,900	385,400	428,000	493,900
10	184,100	262,000	305,000	347,900	397,100	440,200	508,800
11	191,500	270,300	314,600	357,900	408,200	450,700	520,200
12	198,800	278,400	324,100	367,800	419,300	460,600	527,700
13	206,100	286,400	333,400	377,300	428,800	468,900	534,800
14	212,300	294,100	342,700	386,600	436,300	476,300	541,200
15	218,300	301,700	351,600	394,200	443,600	480,900	546,000
16	224,100	308,700	359,400	401,300	448,700		
17	229,600	314,000	366,400	406,000	453,500		
18	235,100	318,100	370,900	410,400	457,800		
19	240,200	322,000	375,200	414,800			
20	245,200	325,400	379,500	418,900			
21	250,100	328,800	383,700	422,700			
22	254,600	331,700	387,900				
23	258,400	334,600	392,100				
24	262,000	337,400	395,700				
25	264,800						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額	8 級 俸 給 月 額	9 級 俸 給 月 額	10 級 俸 給 月 額	11 級 俸 給 月 額
円 247,600	円 266,100	円 285,800	円 315,600	円 349,300	円 386,600
256,800	275,900	295,700	325,600	361,600	398,900
266,000	285,800	305,700	335,800	373,900	411,200
275,800	295,700	315,600	346,100	385,600	423,500
285,700	305,500	325,600	356,500	397,200	435,800
295,500	315,300	335,500	366,900	407,600	448,200
305,300	325,200	345,600	377,200	417,800	463,600
315,100	335,000	355,900	387,500	427,800	479,000
324,900	344,900	366,200	397,700	437,800	493,900
334,600	354,800	376,500	407,700	447,800	508,800
344,400	364,800	386,800	417,500	457,800	520,200
354,200	374,800	397,000	427,200	467,700	527,700
364,000	384,700	406,800	436,900	477,400	534,800
373,800	392,500	416,500	446,300	485,400	541,200
383,300	400,100	425,300	455,400	489,800	546,000
390,100	407,000	433,100	460,200		
396,600	412,700	437,800	464,700		
402,100	418,200	442,300	468,800		
406,500	422,600	446,800			
410,900	426,800	451,000			
415,100	430,800	454,800			
419,200	434,500				
423,000					
426,600					

る。

別表第三 稅務職俸給表（第六条関係）

職務の級 号	1級 俸	2級 俸給月額	3級 俸給月額	4級 俸給月額	5級 俸給月額
1	円	円	円	円	円
2	126,900	162,500	187,500	219,700	237,600
3	132,300	169,700	194,100	228,600	246,600
4	138,300	176,900	200,600	237,400	255,700
5	144,600	182,600	206,900	246,300	264,600
6	150,700	187,100	214,100	255,300	273,500
7	156,700	191,000	221,200	263,800	282,400
8	162,600	194,200	227,000	272,200	291,100
9	165,300	197,400	232,600	280,400	299,700
10	167,900	200,500	238,200	288,500	308,000
11	170,000	203,600	243,500	296,600	315,200
12	172,000	206,600	248,800	304,300	321,600
13	173,900	209,800	253,400	310,100	327,800
14	175,500	212,900	257,600	314,900	334,000
15		215,000	261,400	319,400	339,600
16			265,000	323,800	345,100
17			267,200	327,300	350,100
18				330,600	354,200
19				333,600	358,200
20				336,500	361,900
21				339,100	364,700
22				341,700	
23				344,100	
24					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徵収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用す

6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額	8 級 俸 給 月 額	9 級 俸 給 月 額	10 級 俸 給 月 額	11 級 俸 給 月 額
円 247,600	円 266,100	円 285,800	円 315,600	円 349,300	円 386,600
256,800	275,900	295,700	325,600	361,600	398,900
266,000	285,800	305,700	335,800	373,900	411,200
275,800	295,700	315,600	346,100	385,600	423,500
285,700	305,500	325,600	356,500	397,200	435,800
295,500	315,300	335,500	366,900	407,600	448,200
305,300	325,200	345,600	377,200	417,800	463,600
315,100	335,000	355,900	387,500	427,800	479,000
324,900	344,900	366,200	397,700	437,800	493,900
334,600	354,800	376,500	407,700	447,800	508,800
344,400	364,800	386,800	417,500	457,800	520,200
354,200	374,800	397,000	427,200	467,700	527,700
364,000	384,700	406,800	436,900	477,400	534,800
373,800	392,500	416,500	446,300	485,400	541,200
383,300	400,100	425,300	455,400	489,800	546,000
390,100	407,000	433,100	460,200		
396,600	412,700	437,800	464,700		
402,100	418,200	442,300	468,800		
406,500	422,600	446,800			
410,900	426,800	451,000			
415,100	430,800	454,800			
419,200	434,500				
423,000					
426,600					

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

## イ 公安職俸給表(一)

職務の級 号	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	円 —	円 —	円 —	円 196,600	円 229,200
2	132,400	144,500	166,800	203,700	238,100
3	138,200	150,500	174,700	211,300	247,200
4	144,200	158,400	182,500	220,100	256,200
5	150,200	166,300	189,500	229,100	265,100
6	157,500	174,000	196,100	238,000	273,900
7	165,300	181,300	202,600	247,000	282,800
8	172,800	188,100	209,100	255,900	291,500
9	180,000	194,300	216,800	264,600	300,100
10	186,800	200,400	224,700	273,100	308,600
11	192,800	206,600	232,400	281,400	317,000
12	198,900	213,300	240,200	289,400	325,200
13	205,100	220,900	248,100	297,400	333,300
14	211,500	228,500	255,500	305,300	341,500
15	218,800	236,100	263,100	312,900	349,800
16	226,100	243,700	270,800	320,500	357,600
17	233,100	250,500	278,700	327,900	365,200
18	239,600	257,400	286,700	335,400	372,000
19	245,800	264,400	294,600	342,900	378,100
20	252,200	271,100	302,200	349,800	382,600
21	258,600	277,900	309,800	356,700	386,400
22	264,900	284,800	317,200	363,500	390,200
23	271,400	291,400	324,700	369,500	393,900
24	277,700	298,100	332,200	373,500	397,500
25	283,800	304,600	339,100	377,100	400,900
26	289,900	311,100	346,000	380,600	404,100
27	295,600	317,300	352,800	384,000	
28	301,200	323,500	358,800	387,400	
29	305,600	329,100	362,800	390,600	
30	309,900	334,000	366,400	393,600	
31	314,300	338,900	369,900		
32	318,600	342,200	373,300		
33	321,200	345,400	376,700		
34		348,600	379,900		
35		351,800	382,800		
36		354,500			

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

6 級 俸 給 月 額	7 級 俸 給 月 額	8 級 俸 給 月 額	9 級 俸 給 月 額	10 級 俸 給 月 額	11 級 俸 給 月 額
円 247,600	円 266,100	円 285,800	円 315,600	円 349,300	円 386,600
256,800	275,900	295,700	325,600	361,600	398,900
266,000	285,800	305,700	335,800	373,900	411,200
275,800	295,700	315,600	346,100	385,600	423,500
285,700	305,500	325,600	356,500	397,200	435,800
295,500	315,300	335,500	366,900	407,600	448,200
305,300	325,200	345,600	377,200	417,800	463,600
315,100	335,000	355,900	387,500	427,800	479,000
324,900	344,900	366,200	397,700	437,800	493,900
334,600	354,800	376,500	407,700	447,800	508,800
344,400	364,800	386,800	417,500	457,800	520,200
354,200	374,800	397,000	427,200	467,700	527,700
364,000	384,700	406,800	436,900	477,400	534,800
373,800	392,500	416,500	446,300	485,400	541,200
383,300	400,100	425,300	455,400	489,800	546,000
390,100	407,000	433,100	460,200		
396,600	412,700	437,800	464,700		
402,100	418,200	442,300	468,800		
406,500	422,600	446,800			
410,900	426,800	451,000			
415,100	430,800	454,800			
419,200	434,500				
423,000					
426,600					

## □ 公安職俸給表(二)

第一類第一号

内閣委員会議録第一号  
平成二年十二月十八日

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		円 一	円 一	円 180,900	円 210,800
2		126,900	162,500	187,500	219,700
3		132,500	169,700	194,100	228,600
4		139,000	176,900	200,600	237,400
5		145,700	182,600	206,900	246,300
6		152,400	187,900	214,100	255,300
7		158,300	192,600	221,200	263,800
8		163,600	197,200	227,600	272,200
9		167,900	201,500	233,800	280,400
10		172,000	205,800	240,000	288,500
11		176,100	210,400	246,100	296,600
12		180,200	215,300	251,800	304,300
13		183,900	220,400	257,500	311,100
14		187,200	225,300	263,200	316,800
15		190,500	229,700	268,800	322,200
16		193,700	233,900	273,600	327,300
17		196,700	237,700	278,400	331,100
18		199,300	241,400	282,800	334,600
19		201,800	243,500	286,400	337,600
20		204,000		289,000	340,500
21		206,000		291,600	343,300
22				294,200	346,100
23				296,800	348,800
24				299,400	351,200
25				301,900	
26				304,100	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

## イ 海事職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 備	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 一	円 一	円 213,400	円 252,500	円 285,200	円 319,800	円 399,000
2	136,400	179,600	221,800	263,400	296,200	332,800	412,300
3	144,300	188,100	230,300	274,300	307,300	345,700	425,500
4	152,300	196,500	240,200	285,100	318,100	358,600	438,600
5	160,700	203,700	250,000	295,700	328,900	371,200	451,400
6	169,300	210,500	259,600	306,200	339,500	383,600	464,000
7	177,400	216,900	269,000	316,500	349,600	395,800	476,600
8	183,900	223,100	277,900	326,200	359,700	407,900	487,900
9	190,200	230,400	286,200	335,600	369,500	419,800	498,400
10	194,900	237,400	294,300	344,400	379,100	430,900	507,200
11	198,400	244,100	302,300	353,000	388,700	441,800	515,700
12	201,700	250,100	309,900	361,800	397,900	452,400	523,800
13	205,000	255,900	317,500	370,600	406,600	462,000	530,900
14	208,200	261,600	325,000	379,200	415,200	470,500	536,900
15	211,300	266,700	332,400	386,800	422,500	478,300	541,500
16	214,400	271,500	339,700	394,400	428,700	485,400	
17	217,700	276,300	346,600	401,800	434,600	492,100	
18	221,100	279,600	353,100	407,400	440,000	497,000	
19	223,200		356,900	411,900	445,300	501,800	
20			360,700	416,400	450,400	506,200	
21			364,500	420,900	454,900	510,300	
22			368,300	425,100	458,800		
23			371,900	429,300	462,700		
24			375,400	433,400			
25			378,800	437,100			
26			382,200	440,800			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

口 海事職俸給表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号 債	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額
1	円 —	円 —	171,800	196,300	225,200	255,800
2	115,600	144,800	178,100	202,800	232,900	263,300
3	118,800	151,700	183,800	209,700	240,700	270,900
4	122,800	159,100	189,800	217,300	248,000	278,500
5	127,500	165,500	196,200	225,000	254,800	286,400
6	132,500	171,400	202,700	232,500	261,200	294,600
7	138,200	177,400	209,600	239,800	267,400	302,800
8	144,500	182,400	217,100	246,100	273,400	311,100
9	150,900	187,900	224,700	252,300	279,400	319,100
10	158,100	193,400	232,100	258,400	285,300	327,100
11	164,500	199,000	239,100	264,200	291,300	335,200
12	170,200	204,700	245,200	269,700	297,400	343,400
13	176,100	210,200	251,200	275,000	303,400	351,500
14	181,000	215,900	257,100	280,100	309,200	359,100
15	185,700	221,600	262,500	285,000	314,900	366,000
16	190,400	227,200	267,800	289,800	320,200	372,800
17	194,900	232,600	272,500	294,100	325,100	379,300
18	199,100	237,700	277,300	298,200	329,600	385,400
19	203,700	242,800	281,900	302,200	333,000	391,400
20	207,700	247,300	285,900	305,700	336,400	396,800
21	210,500	251,100	289,400	309,100	339,700	401,900
22	213,300	254,400	292,500	312,200	343,000	406,600
23	215,300	257,400	295,600	315,000	346,300	410,300
24		260,100	298,300	317,600	349,600	
25		262,600	300,800	320,300	352,600	
26		265,000	303,300	322,800	355,400	
27		267,300	305,800	325,300	358,300	
28		269,400	308,300	327,800		
29			310,700			
30			312,900			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(1)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表（第六条関係）

イ 教育職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 —	円 —	円 212,900	円 244,100	円 312,300
2	136,100	170,200	221,300	254,600	323,800
3	142,700	178,700	229,900	265,300	335,600
4	150,700	187,200	238,700	276,100	347,300
5	159,000	195,800	248,200	287,000	359,000
6	165,600	204,300	257,900	298,000	371,100
7	172,500	212,800	267,900	309,000	383,200
8	179,600	221,200	277,900	319,900	395,200
9	187,500	229,700	287,800	330,700	407,100
10	195,900	238,500	297,600	341,200	419,000
11	202,500	247,300	307,100	351,200	430,900
12	210,500	256,100	316,400	360,500	442,800
13	218,200	264,700	325,600	369,600	454,700
14	225,600	272,400	334,700	378,600	466,700
15	232,300	279,900	343,800	387,300	478,700
16	239,000	286,800	352,500	395,800	490,400
17	245,300	293,300	360,900	404,100	500,800
18	251,500	299,800	369,300	412,400	511,100
19	257,700	306,300	377,500	420,400	521,200
20	263,600	312,600	385,700	427,800	530,700
21	269,500	318,800	393,500	435,000	539,400
22	275,100	325,000	401,300	442,200	546,000
23	280,300	330,900	408,200	448,600	551,300
24	285,500	336,800	414,700	455,000	556,100
25	289,700	342,600	419,300	460,700	
26	293,800	347,600	423,000	464,700	
27	297,600	351,600	426,700	468,500	
28	301,300	355,100	430,400	472,000	
29	304,000	358,600	433,600		
30	306,700	362,100	436,800		
31	309,400	365,600			
32	312,100	369,000			
33	314,600	372,300			
34	317,100	375,400			
35	319,600	378,400			
36	322,000	381,400			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## ロ 教育職俸給表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 債	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円	円
2	124,400	160,400	277,100	371,300
3	129,900	167,300	286,600	381,400
4	135,600	174,100	296,200	391,600
5	142,100	181,000	305,700	401,800
6	149,600	188,000	315,200	412,000
7	157,400	195,000	324,700	422,200
8	163,800	202,100	334,100	432,200
9	170,300	209,700	343,800	442,200
10	177,100	217,700	353,500	452,300
11	183,600	225,900	363,100	462,100
12	190,100	235,000	372,800	471,300
13	196,900	244,400	382,000	479,400
14	204,200	253,700	391,300	487,300
15	211,400	263,100	400,400	491,900
16	218,900	272,300	409,400	
17	226,000	281,500	418,300	
18	233,300	290,800	427,300	
19	240,400	299,900	436,200	
20	246,800	309,000	444,300	
21	253,200	318,000	452,100	
22	259,200	327,000	459,700	
23	265,200	335,900	466,800	
24	271,100	344,900	471,000	
25	276,900	353,400		
26	282,600	361,300		
27	288,100	369,200		
28	293,300	377,200		
29	298,500	385,000		
30	302,300	391,900		
31	305,900	398,500		
32	309,500	404,100		
33	312,700	409,100		
34	315,400	413,900		
35	317,800	418,600		
36	320,300	421,600		
37	322,800			
38	325,300			
39	327,500			
40	329,700			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## ハ 教育職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 債	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円	円
2	124,400	136,800	229,000	357,100
3	129,900	144,100	238,500	366,300
4	135,600	151,600	248,100	375,400
5	142,100	160,400	257,700	384,300
6	149,600	167,300	267,400	393,400
7	157,400	174,100	277,100	402,500
8	163,800	181,000	286,600	411,500
9	170,200	188,000	296,200	420,200
10	176,900	195,000	305,700	428,100
11	183,000	202,100	315,100	436,000
12	189,200	209,700	324,400	443,300
13	195,500	217,700	332,900	450,400
14	202,200	225,900	341,400	456,400
15	208,600	235,000	350,000	461,800
16	215,000	244,400	358,500	465,900
17	221,400	253,700	366,800	
18	227,500	263,100	375,000	
19	233,400	272,300	383,300	
20	239,100	281,500	391,600	
21	244,500	290,800	399,700	
22	249,700	299,800	407,300	
23	254,600	308,800	414,000	
24	259,200	317,700	420,300	
25	263,100	325,900	425,500	
26	266,800	333,800	429,800	
27	270,100	341,600	433,500	
28	273,000	349,200	436,800	
29	275,600	356,400	439,800	
30	278,100	363,300		
31	280,400	369,900		
32	282,800	376,300		
33	284,900	382,200		
34		388,100		
35		393,200		
36		397,600		
37		401,800		
38		405,800		
39		408,400		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## ニ 教育職俸給表四

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		円 —	円 171,300	円 212,900	円 265,300
2		143,500	179,300	221,300	276,100
3		152,400	187,500	229,900	287,000
4		161,400	196,000	238,700	298,000
5		170,200	204,400	248,200	309,000
6		177,200	212,800	257,900	319,900
7		184,200	221,200	268,200	330,700
8		191,500	229,700	278,500	341,200
9		198,800	238,500	289,200	351,200
10		206,200	247,400	299,900	361,200
11		213,200	256,300	310,500	371,100
12		221,100	265,700	321,000	383,200
13		228,700	275,300	331,300	395,200
14		235,900	284,900	341,300	407,100
15		243,100	294,200	351,300	419,000
16		250,000	303,600	360,800	430,900
17		256,700	312,500	370,000	442,800
18		263,200	320,900	379,100	454,700
19		269,500	329,100	387,800	466,700
20		275,400	337,400	396,200	477,100
21		280,800	345,700	404,100	484,200
22		286,400	354,000	412,000	491,000
23		291,800	362,300	419,100	497,600
24		296,800	370,300	426,200	504,200
25		301,400	378,100	433,000	510,000
26		305,900	385,700	438,700	515,000
27		309,100	393,100	444,400	519,300
28		312,500	400,200	448,600	
29		315,600	407,000	452,500	
30		318,900	413,000	456,000	
31		322,100	418,700		
32		325,000	424,300		
33		327,900	428,100		
34			431,700		
35			435,000		

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1		円	円	円	円
2		113,700	151,700	218,600	258,000
3		117,400	160,600	228,400	268,200
4		121,600	169,100	238,100	278,500
5		126,500	177,600	248,000	298,900
6		132,600	186,200	268,000	309,100
7		139,000	194,000	278,000	318,900
8		145,500	201,800	287,800	328,700
9		152,100	209,600	297,600	338,200
10		158,800	217,400	307,100	347,500
11		165,700	224,900	315,700	356,800
12		172,700	232,200	324,100	366,100
13		179,600	239,400	332,100	375,300
14		186,600	246,600	339,200	384,300
15		194,100	254,200	346,000	393,300
16		201,900	261,800	352,800	402,300
17		209,300	268,800	359,300	411,200
18		216,500	275,800	365,700	420,100
19		222,700	282,600	372,100	428,800
20		228,500	289,400	378,000	436,300
21		234,200	296,200	383,600	443,600
22		239,900	302,900	388,900	448,900
23		245,400	309,500	393,800	453,800
24		250,800	314,800	398,100	457,800
25		255,900	319,900	402,200	
26		260,000	323,800	405,900	
27		264,000	327,600	409,400	
28		267,100	331,300		
29		270,200	335,000		
30		273,100	338,600		
31		275,800	341,800		
32		278,300			

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

## イ 医療職俸給表(一)

職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		円 —		円 254,500		円 290,900		円 376,800
2		200,800		266,500		303,200		389,100
3		210,200		278,700		315,500		401,300
4		220,700		290,900		327,700		413,300
5		231,300		303,100		339,800		425,200
6		242,800		315,200		352,000		436,900
7		254,500		327,300		364,400		448,300
8		266,300		339,300		376,800		459,500
9		277,900		351,300		389,000		470,600
10		289,100		363,300		401,100		481,500
11		298,800		373,800		412,900		492,400
12		307,800		383,700		424,100		503,300
13		316,700		393,500		435,200		514,200
14		325,500		403,000		446,100		525,100
15		334,300		412,300		456,900		534,800
16		343,100		421,600		467,300		543,800
17		351,900		430,900		477,500		552,100
18		359,600		440,100		487,600		558,800
19		364,800		447,400		497,600		564,200
20		370,000		454,300		505,200		569,000
21		373,100		460,600		512,700		
22				465,100		517,900		
23				469,600		522,900		
24				473,900		527,800		
25				478,100		532,500		
26				481,800		536,800		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

□ 医療職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号 債	俸給月額							
1	173,400	195,300	229,300	267,900	300,000	363,200		
2	117,500	147,500	180,200	203,400	238,500	277,700	312,000	376,200
3	122,000	153,800	187,300	211,500	247,900	287,600	324,000	389,500
4	127,500	160,100	195,200	219,900	257,300	297,700	336,100	402,900
5	133,100	166,900	203,200	228,300	266,800	307,800	348,300	416,200
6	139,200	172,500	211,200	236,700	276,400	317,900	360,600	429,500
7	145,700	178,800	219,500	245,300	285,800	327,900	372,900	442,900
8	152,000	184,900	227,700	253,800	295,200	337,900	385,100	456,400
9	158,100	192,000	236,000	262,300	304,600	347,900	397,100	469,500
10	163,500	199,100	244,300	270,800	314,100	357,900	408,200	482,400
11	168,400	206,000	252,200	279,000	323,500	367,800	419,300	490,200
12	173,200	212,200	260,100	287,100	332,500	377,300	428,800	497,200
13	177,800	218,400	267,800	295,000	341,100	386,600	436,300	503,800
14	181,800	224,400	275,500	302,700	349,300	394,200	443,600	510,100
15	186,000	230,100	283,000	310,400	356,100	401,300	450,900	515,700
16	190,200	235,700	290,200	316,400	362,700	406,000	455,600	520,200
17	194,500	240,900	297,000	322,100	368,300	410,400	459,900	
18	198,700	246,000	303,700	327,800	373,700	414,800		
19	202,100	250,800	308,500	332,000	378,200	418,900		
20	205,100	255,400	312,900	336,100	382,400	422,700		
21	208,000	259,000	316,800	339,900	386,500			
22	210,400	261,800	319,900	343,600	390,400			
23	212,400	264,500	322,700	346,900	394,000			
24		267,100	325,500	350,000				
25		269,600	328,300	352,800				
26		271,800	331,100	355,600				
27			333,800					
28			336,200					
29			338,600					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## ハ 医療職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 債	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	179,800	199,600	229,800	262,500
2	123,500	144,700	185,400	206,600	237,900	271,700
3	128,000	151,600	192,500	213,800	246,100	281,000
4	132,900	158,700	199,500	221,000	254,100	290,600
5	137,800	163,900	206,400	228,300	262,100	300,300
6	144,700	169,100	213,400	235,600	270,100	310,000
7	151,500	174,300	220,500	243,000	277,900	319,600
8	158,500	179,600	227,500	250,400	285,600	329,300
9	163,700	184,800	234,600	257,800	293,300	339,100
10	168,800	190,800	241,600	265,100	300,800	348,900
11	173,800	196,800	248,600	272,400	308,400	358,700
12	178,800	202,700	255,600	279,700	316,000	368,300
13	183,600	208,400	262,600	286,800	323,600	377,800
14	188,400	214,100	269,800	293,900	331,200	387,000
15	193,500	219,800	276,900	300,900	338,900	396,100
16	198,900	225,400	283,800	307,700	346,600	404,500
17	204,200	231,000	290,400	314,500	353,900	412,700
18	209,400	236,400	297,000	321,200	360,300	420,300
19	214,600	241,700	303,500	327,900	365,400	427,100
20	219,700	247,200	309,800	333,700	370,100	431,600
21	224,500	252,600	316,100	339,200	374,800	435,700
22	229,200	257,900	322,000	344,500	378,700	439,400
23	233,700	263,300	327,100	348,600	382,200	
24	237,800	268,700	332,000	352,500	384,900	
25	241,600	274,100	336,600	355,900		
26	245,400	279,300	340,100	359,100		
27	249,000	284,000	343,600	362,000		
28	252,400	288,300	346,500	364,600		
29	255,100	292,600	349,400			
30	257,700	295,400	352,100			
31	260,300	298,100	354,600			
32	262,800	300,700				
33	265,200	303,400				
34	267,500	306,000				
35	269,700	308,400				
36	271,900	310,800				
37		313,200				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表（第六条関係）

号	俸	俸 給 月 額
1		518,000
2		573,000
3		637,000
4		706,000
5		760,000
6		817,000
7		888,000
8		958,000
9		1,025,000
10		1,092,000
11		1,157,000
12		1,180,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## (施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条第一項及び附則第十一項の改正規定並びに附則第九項の規定は、平成三年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の一般職の職員の給与等に関する法律の規定は、平成二年四月一日から適用する。

## (特定の号俸の切替え等)

3 平成二年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号俸が附則別表に掲げる職務の級の一号俸である職員の切替日における号俸は、二号俸とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

## (最高号俸等の切替え等)

4 切替日の前日において職務の級の最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

## (切替期間における異動者の号俸等)

5 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、改正前的一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正前の法」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級又はその受けたる号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の一般職の職員の給与等に関する法律（以下「改正後の法」という。）の規定による当該適用の日又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

6 (切替日前の異動者の号俸等の調整)  
切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける

こととなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧号俸等の基礎)

7 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内払)

8 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

9 改正後の法第二十三条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤による負傷又は疾病のため国家公務員法(昭和二十一年法律第二百一十号)第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

10 (人院規則への委任)  
附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

理由

人事院の国会及び内閣に対する平成二年八月七日付けの給与改定に関する勅告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、居住手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の算定の基礎額について官職の職制上の段階、職務の級等を考慮した加算措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則別表

俸 給 表	職 務 の 級		
行政職俸給表(一)	1級	2級	
行政職俸給表(二)	1級		
専門行政職俸給表	1級		
税務職俸給表	1級	2級	
公安職俸給表(一)	1級	2級	3級
公安職俸給表(二)	1級	2級	
海事職俸給表(一)	1級	2級	
海事職俸給表(二)	1級	2級	
教育職俸給表(一)	1級	2級	
教育職俸給表(二)	1級	2級	
教育職俸給表(三)	1級	2級	
研究職俸給表	1級		
医療職俸給表(一)	1級		
医療職俸給表(二)	1級	2級	
医療職俸給表(三)	1級	2級	

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案  
一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十九条の三第六項の表以外の部分の改正規定を次のように改める。

第十九条の三第二項の表以外の部分の改正規定を次のように改める。  
第十九条の三第二項の表を次のように修正する。  
第十九条の三第六項の改正規定を削る。

第十九条の三第三項の改正規定及び同項を同条第五項とし、同条第二項の次に二項を加える改正規定、第十九条の四第二項の改正規定並びに同条二項を加える改正規定を削る。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)  
第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百十「万五千円」を「百十八

万円」に改め、同条第三項中「百三十七万九千円」を「百四十四万七千円」に、「七十二万四千円」を「七十六万円」に改める。

第七条の二中「法律第九十五号」の下に「以 下「一般職給与法」という。」を加え、「同法第十九条の三第二項」を「一般職給与法第十九条の三第四項」に改める。

第七条の三に次のただし書きを加える。

ただし、一般職給与法第十九条の四第四項において読み替えて準用する一般職給与法第十九条の三第四項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。  
第九条中「万九千六百円」を「三万一千百円」に改める。  
附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項とし、附則第五項を附則第四項とする。  
別表第一俸給月額の欄中「一、八九」、「〇〇円」を「一、九八五、〇〇〇円」に、「一、三七九、〇〇〇円」を「一、四四七、〇〇〇円」に、「一、三一九、〇〇〇円」を「一、三八四、〇〇〇円」に、「一、一七〇、〇〇〇円」に、「一、一〇三、〇〇〇円」を「一、一五七、〇〇〇円」に、「九七七、〇〇〇円」を「一、一五七、〇〇〇円」に、「九七七、〇〇〇円」を「一、一〇一五、〇〇〇円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、三一九、〇〇〇円」を「一、三八四、〇〇〇円」に、「一、一七〇、〇〇〇円」を「一、一七〇、〇〇〇円」に、「一、一〇三、〇〇〇円」を「一、一五七、〇〇〇円」に、「九七七、〇〇〇円」を「一、一五七、〇〇〇円」に、「九七七、〇〇〇円」を「一、一〇一五、〇〇〇円」に改める。

別表第一俸給月額の欄中「四四一、〇〇〇円」を「四五五、六〇〇円」に、「四〇四、四〇〇円」を「四一七、七〇〇円」に、「三六六、九〇〇円」を「三七九、四〇〇円」に、「三一九、一〇〇円」を「三四〇、三〇〇円」に、「一九四、四〇〇円」を「二〇四、七〇〇円」に、「六三、〇〇〇円」を「一七一、一〇〇円」に、「三七、七〇〇円」を「一四六、七〇〇円」に、「一一八、四〇〇円」を「一二七、一〇〇円」に改める。

第九条中「万九千六百円」を「百十七万円」に改めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

する臨時措置法(昭和六十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。  
第六条中「百十一万五千円」を「百十七万円」に改めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という)及び国際花と緑の博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法(以下「昭和六十一年法律第六十五号」という)の規定は、平成二年四月一日から適用する。

2 この法律による改正後の給与法又は昭和六十一年法律第六十五号の規定を適用する場合においては、この法律による改正前のこれらの法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれこの法律による改正後のこれらの法律の規定による給与の内払とみなす。

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部

を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十二条第一項及び第二十七条第一項において」を「以下」に改める。

第十八条第一項中「六千三百十円」を「六千六

十円」に改める。

第十八条の二「ただし書中「ただし」を「この場合において、一般職給与法第十九条の三第四項中「職務の級等」とあるのは、「職務の級、階級等」として、「勤勉手当」を「官職の職制上の段階、階

級等を考慮した加算額及び勤勉手当」に、「一般職給与法第十九条の三第一項及び第十九条の四第二項」を「同項(一般職給与法第十九条の四第四項において準用する場合を含む。)」に改める。

第二十三条第一項中「又は疾病にかかり」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり」に改める。

第四百五百円に改め、同条第三項中「第十九条の三第一項」を「第十九条の三第三項」に改める。

別表第一及び別表第一を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級 号 備	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 備	指 定 職
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		俸 給 月 額
1	203,200	283,400	317,900	357,300	407,200	1	518,000
2	212,100	294,000	330,800	371,200	424,200	2	573,000
3	221,200	304,800	343,800	385,100	441,200	3	637,000
4	230,700	315,700	356,800	399,200	458,100	4	706,000
5	241,800	326,700	369,900	413,400	475,000	5	760,000
6	251,700	337,800	383,100	427,600	491,900	6	817,000
7	261,700	348,900	396,500	441,800	508,800	7	888,000
8	271,800	359,900	409,800	455,800	525,700	8	958,000
9	282,000	370,900	423,000	469,800	542,100	9	1,025,000
10	292,300	381,900	435,900	483,200	558,500	10	1,092,000
11	302,700	392,800	448,100	494,700	571,000	11	1,157,000
12	313,100	403,700	460,200	505,600	579,200		
13	323,700	414,100	470,700	514,600	586,800		
14	334,300	424,300	478,900	522,800	594,000		
15	345,000	432,700	486,900	527,900	599,300		
16	355,500	440,500	492,500				
17	365,800	445,600	497,800				
18	376,000	450,500	502,800				
19	385,800	455,300					
20	394,500	459,900					
21	402,200	464,300					
22	409,100						
23	415,100						
24	420,400						
25	424,700						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 212,000	円 202,800	円 194,200	円 188,000	円 187,900	円 160,200	円 146,800	円 133,900	円 127,500		
219,600	206,700	202,900	196,700	196,600	179,000	169,700	153,400	146,800		
227,200	210,700	210,600	204,400	204,300	187,800	178,500	160,200	153,400		
235,100	218,100	218,000	211,800	211,600	196,500	187,000	168,100	157,800		
244,300	225,300	225,200	219,000	218,800	204,200	195,100	176,400			
253,700	232,500	232,400	226,200	226,000	211,500	202,600	183,900			
263,100	241,100	241,000	234,800	234,600	218,700	209,500	191,100			
272,500	249,800	249,700	243,500	243,300	225,900	216,300	197,800			
281,900	258,400	258,200	252,000	251,800	234,500	223,000	202,700			
291,100	267,000	266,700	260,500	260,300	243,200	230,300				
300,300	275,500	275,200	269,000	268,800	251,700	238,500				
309,500	284,000	283,600	277,400	277,200	260,100	246,600				
318,700	292,500	292,000	285,800	285,600	268,400	254,600				
327,900	301,000	300,400	294,200	294,000	276,400	262,600				
337,000	309,500	308,800	302,600	302,400	284,400	269,100				
345,700	318,000	317,200	311,000	310,800	292,400	275,600				
354,400	326,500	325,600	319,400	319,200	300,400	282,100				
363,000	334,900	334,000	327,800	327,500	308,400	287,400				
371,600	343,300	342,400	336,200	335,800	316,100	292,100				
380,200	351,500	350,600	344,400	343,900	323,300					
388,400	359,700	358,800	352,600	352,000	330,500					
396,500	367,900	367,000	360,800	360,100	337,700					
404,000	375,700	374,800	368,600	367,900	344,700					
410,800	383,300	382,400	376,200	375,500	351,600					
416,400	390,800	389,900	383,700	383,000	358,100					
421,900	397,500	396,600	390,400	389,700	363,800					
427,200	403,000	402,000	395,800	395,100	368,500					
432,400	408,500	407,300	401,100	400,400						
437,500	413,700	412,500	406,300	405,600						
442,500	418,800	417,600	411,300	410,300						
447,200	423,900	422,600	416,300							
	428,900	427,600	421,200							
	433,800	432,400	425,900							
	438,500	437,100								

は、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の( )欄に定める額の俸給を支給するものとする。

準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

号 俸	階級	陸海空	將	陸海空	將	補	1 1 1	等 等 等	陸海空	佐 佐 佐	2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉					
	俸給月額	俸 約 月 額				俸 約 月 額				俸給月額	俸給月額	俸給月額						
		(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)	(一)	(二)									
1	円	518,000	円	518,000	円	443,500	円	401,900	円	386,600	円	335,700	円	302,200	円	279,200	円	236,300
2		573,000		573,000		460,300		415,700		400,400		347,000		313,300		289,500		246,200
3		637,000		637,000		477,100		429,600		414,200		359,700		324,500		299,900		256,200
4		706,000		706,000		493,900		443,500		428,100		372,900		335,700		310,900		266,300
5		760,000		760,000		511,400		459,900		442,000		386,600		347,000		322,100		276,400
6		817,000		817,000		527,100		476,300		455,000		400,400		358,300		333,100		286,500
7		888,000		888,000		542,600		492,700		467,600		414,200		369,600		344,100		296,500
8		958,000				557,900		510,100		480,200		428,100		380,900		355,100		306,500
9		1,025,000				573,500		525,800		492,200		442,000		392,200		366,100		316,300
10		1,092,000				590,900		540,800		505,200		455,000		403,900		377,000		325,800
11		1,157,000				600,100		554,500		516,800		467,500		415,600		387,800		335,300
12						609,100		567,600		528,100		479,800		427,300		398,600		344,700
13						617,900		574,000		537,500		490,700		438,900		409,400		354,000
14								580,200		546,100		499,000		450,500		420,200		363,100
15										551,400		507,200		461,600		430,900		372,200
16										556,700		512,900		472,500		438,900		381,300
17										561,900		518,500		480,800		446,300		390,400
18										567,100		524,000		489,000		452,600		399,100
19												529,300		494,600		458,300		407,400
20												534,500		500,200		464,000		414,900
21												539,600		505,800		469,500		421,700
22												544,600		511,400		475,000		427,300
23														516,700		480,400		432,800
24														521,800		485,600		438,100
25														526,800		490,700		443,300
26																495,700		448,400
27																		453,400
28																		458,200
29																		462,900
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		

備考(一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについて  
 (二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に  
 (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及

附則別表 特定の俸給月額である職員の俸給月額の切替表  
(附則第五項関係)

俸給表	職務の級 又は階級	旧俸給月額	新俸給月額
一般職給与法別表第一イ	1 級	103,400 円	113,600 円
	2 級	126,300	143,100
一般職給与法別表第一ロ	1 級	92,700	101,800
	2 級	122,000	136,400
一般職給与法別表第五イ	1 級	157,900	179,600
	2 級	105,700	115,600
一般職給与法別表第五ロ	1 級	129,700	144,800
	2 級	121,600	136,100
一般職給与法別表第六イ	1 級	149,400	170,200
	2 級	112,700	124,400
一般職給与法別表第六ロ	1 級	140,400	160,400
	2 級	126,300	143,500
一般職給与法別表第七	1 級	103,500	113,700
	2 級	131,800	151,700
一般職給与法別表第八イ	1 級	179,900	200,800
	2 級	106,700	117,500
一般職給与法別表第八ロ	1 級	130,600	147,500
	2 級	111,800	123,500
一般職給与法別表第八ハ	2 級	128,500	144,700
	2 等陸曹		
法別表第二	2 等海曹	156,200	179,000
	2 等空曹		
	1 等陸士		
	1 等海士	131,400	146,800
	1 等空士		

3 平成二年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第五項から附則第七項までに定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合においては防衛庁の職員の給与等に關する法律（以下「法」という。）別表第一）の陸将補、海将補及び空将補の（）欄をいい、当該階級が「一等陸佐、一等海佐又は一等空佐」である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（）

の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

（特定の俸給月額の切替え等）

旧俸給月額が附則別表の俸給表の欄及び職務の級又は階級の欄に掲げる区分に応じ旧俸給月額の欄に掲げる金額である職員の新俸給月額は、それぞれ当該旧俸給月額の欄に掲げる金額に対応して新俸給月額の欄に掲げる金額とし、

8  
高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、總理府令で定める。  
(切替期間における異動者の俸給月額等)  
切替日からこの法律の施行の日の前日までの間ににおいて、改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第一又は一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改

9 (切替日前の異動者の俸給月額等の調整)  
切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び總理府令で定めるこれに準する職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、總理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 この法律は、公布の日から施行する。ただしこの法律は、公布の日から施行する。たゞ第一項及び第二十三条第一項の改正規定並びに附則第十二項の規定は、平成三年一月一日から施行する。

この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律の規定は、平成二年四月一日から適用する。

類」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。  
(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

切替日の前日から引き続き在職する職員のうち、新俸給月額及びこれを受けることとなる期間を調整することが前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要と認められる総理府令で定める職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定めること。

は別表第六（ハを除く）から別表第九までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、總理府令で定める職員の、改正後の防衛厅の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という）の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、總理府令で定めることとする。

正する法律(平成二年法律第二号)による改

13 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならない。

(給与の内扱)

14 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内扱とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

15 新法第一三十三条第一項の規定は、附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際通勤により負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされている職員の当該改正規定の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(政令への委任)

で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一百八回国会内閣委員会議録附録中正誤

六段行誤  
一二三未正業事費  
一一三云大活漁  
一云五港漁  
四なり  
関係費が  
事業費  
成り  
関係費

平成二年十一月二十六日印刷

平成二年十一月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局